

令和4年度 第5回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和4年12月13日（火）16時00分～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) 曲渕線乗合タクシーの運行ルート変更について

- 2) オンデマンド交通社会実験（エリア②・南区）の運行計画案について

- 3) オンデマンド交通社会実験（エリア①・③）の取組状況について

3 閉 会

令和4年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしぼし ゆういち 石橋 雄一	
九州運輸局 福岡運輸支局長	く せ かずひこ 久世 和彦	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	とみはら たけし 富原 毅	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	にし とくよ 西 十九代	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

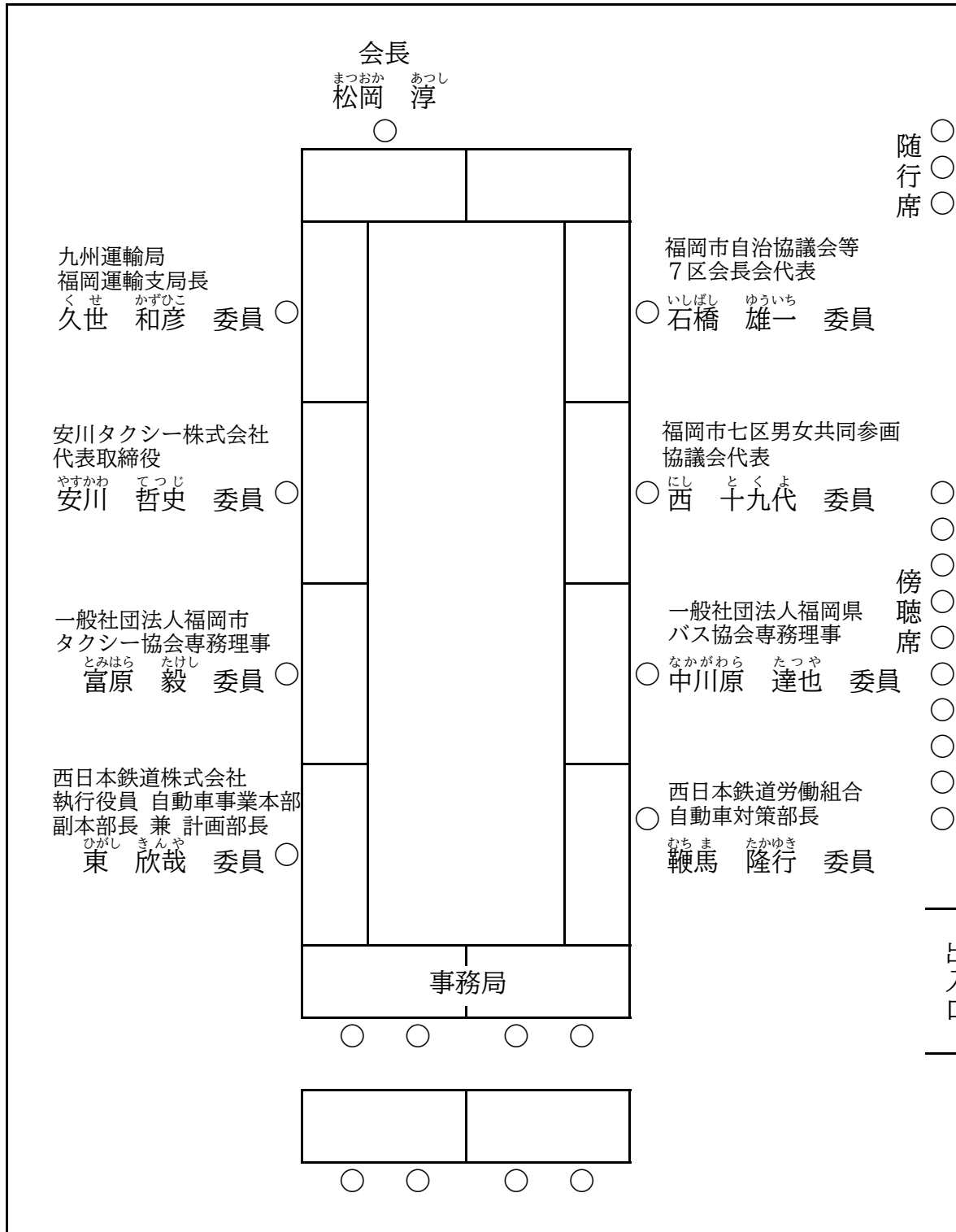
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たなか とよひさ 田中 豊久	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和4年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和4年12月13日（火）16時00分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題3

議題1・2

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

平成26年3月31日規則第89号

平成28年3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため

交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年 8月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成28年 3月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
 - 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
 - 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

曲淵線乗合タクシーの運行ルート変更について

1. 趣旨

早良区南部地域を運行する脇山支線は、平成 21 年 3 月に運行事業者から廃止の申し出があり、これに伴い飯場、曲淵、石釜、西、椎原の各地区が公共交通空白地となることから、平成 22 年 4 月より運行経費に補助することで代替交通を確保しており、平成 30 年 3 月及び令和 4 年 10 月に運行内容見直しを行い、利便性の向上等を図った。

そのうち、令和 4 年 10 月に導入した「曲淵線乗合タクシー」において、曲淵バス停から大谷口バス停の一部区間において、幹線道路へ合流する際、交通量が多く視認性も良くないことから、交通事業者より運行ルート変更の申し出があり、運行ルート変更について、本会議に諮るもの。

(経緯)

- ・平成 22 年 4 月 代替交通の運行開始 (西日本鉄道㈱)
- ・平成 30 年 3 月 運行内容見直し (バスルート変更、大字西地区乗合タクシー導入)
- ・令和 4 年 10 月 運行内容見直し (曲淵線乗合タクシー導入)

2. 曲淵線乗合タクシーの路線概要

- ・運行開始日 令和 4 年 10 月 1 日～
- ・運行事業者 飯倉タクシー株式会社
- ・運行の態様 路線定期運行 (道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号)
- ・運行ルート 飯場～野河内溪谷入口～曲淵～唐の原～早良営業所
- ・運行本数 平日 17 便、土日祝 14 便 (陽光台～曲淵)
- ・運行車両 ジャンボタクシー車両 1 台 (定員 9 名)
- ・運賃 150円～300円 ※小学生、障がい者:半額、乳幼児:無料
- ・利用者数 1,007人 (R.10実績)

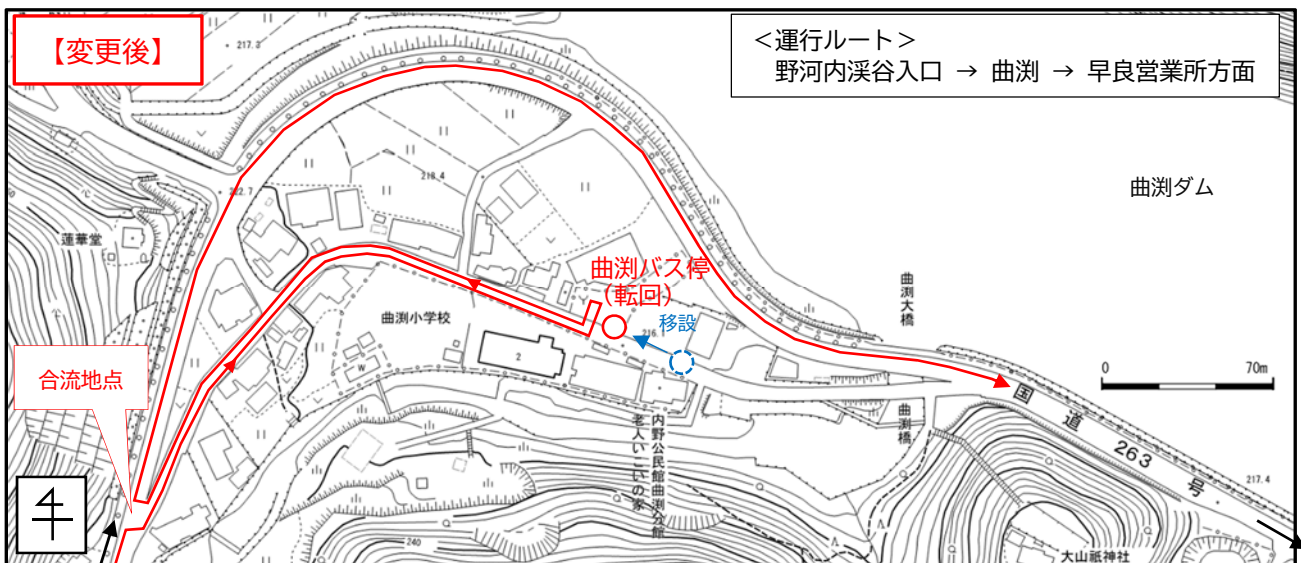


3. 運行ルートの変更について

- ・曲淵バス停から大谷口バス停へ向かう際、幹線道路(国道263号)を右折する必要があるが、交通量が多く視認性も良くないなど運行に課題があり、以下のとおり、運行ルートを変更するもの。合わせてバス停を移設するもの。
- ※バス停間の一部区間のみであり、通過バス停及びダイヤは変更なし



野河内溪谷入口バス停 方面より



野河内溪谷入口バス停 方面より

4. 議決事項

- ・事業計画の変更 (運行ルート変更、バス停移設)
- ・処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置 (地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置)

○道路運送法上の手続き

【議決が必要な項目】処理期間の短縮

→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を2ヶ月間から1ヶ月間に短縮することが可能。

オンデマンド交通社会実験について

◆社会実験の趣旨

- 高齢化の進展等に伴い、高台など公共交通が不便な地域の生活交通確保が課題
(高齢者の主な移動ニーズ(R1調査)：日中の買い物等の移動はあるが、頻度は週2～3回)
- 地域のニーズと交通手段をマッチングさせ、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりが必要

オンデマンド交通

- ✓ 小型車両を用い、エリア内を利用者ニーズに応じて効率的に運行
- ✓ 路線バスに比べ低コストで、乗り場の細かな設定も可能（協賛の面でも期待）

様々な実情を踏まえると

- 運行内容の工夫（①複数校区等の広いエリアでの運行、②曜日ごとにエリアを組み合わせた運行）や運賃以外の収入確保（協賛）の工夫を行うことで、展開の可能性あり

- 取組みの一つとして、「オンデマンド交通」を活用して運行内容の工夫等の社会実験を実施
持続可能とするため、地域の積極的な参画のもと、地域・交通事業者・市の三者で共働した取組みを実施



◆今後のスケジュール（予定）

	～8月	9月	10月	11月	12月	1月～ 順次運行開始
エリア①	● 運行協議会	● 運行協議会	● 9/20 地域公共交通会議 ● 9/20 運行協議会	● 10/7 地域公共交通会議 ● 10/7 運行協議会	● 11/24 運行開始	→
エリア②	● 運行協議会		● 9/20 地域公共交通会議 ①②③取組状況	● 10/7 地域公共交通会議 ① 運行計画	● 11/24 地域公共交通会議 ①②③取組状況	→ 準備等 → 運行開始
エリア③	● 運行協議会		● 9/20 地域公共交通会議 ①②③取組状況	● 10/7 地域公共交通会議 ②③取組状況	● 11/24 地域公共交通会議 ①②③取組状況 本日	→ 準備等 → 運行開始

※運行計画案の策定にあたっては、適宜、交通事業者等との協議を行う。

※関係者との協議により、スケジュールは変更となる可能性がある。

オンデマンド交通社会実験（エリア②・南区）の運行計画案について

1. 趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものであり、地域、交通事業者及び市で運行協議会を立ち上げ、運行計画案等の検討を進めてきたところである。この度、エリア②・南区の運行計画案が取りまとまったことから、本会議に諮るもの。

2. 運行計画案

- (1) 交通事業者 (株)アイシン、第一交通産業(株)、福岡第一交通(株) ※福岡第一交通(株)が運行
- (2) 運行の様態 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）
- (3) 営業の区域 南区エリア

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区

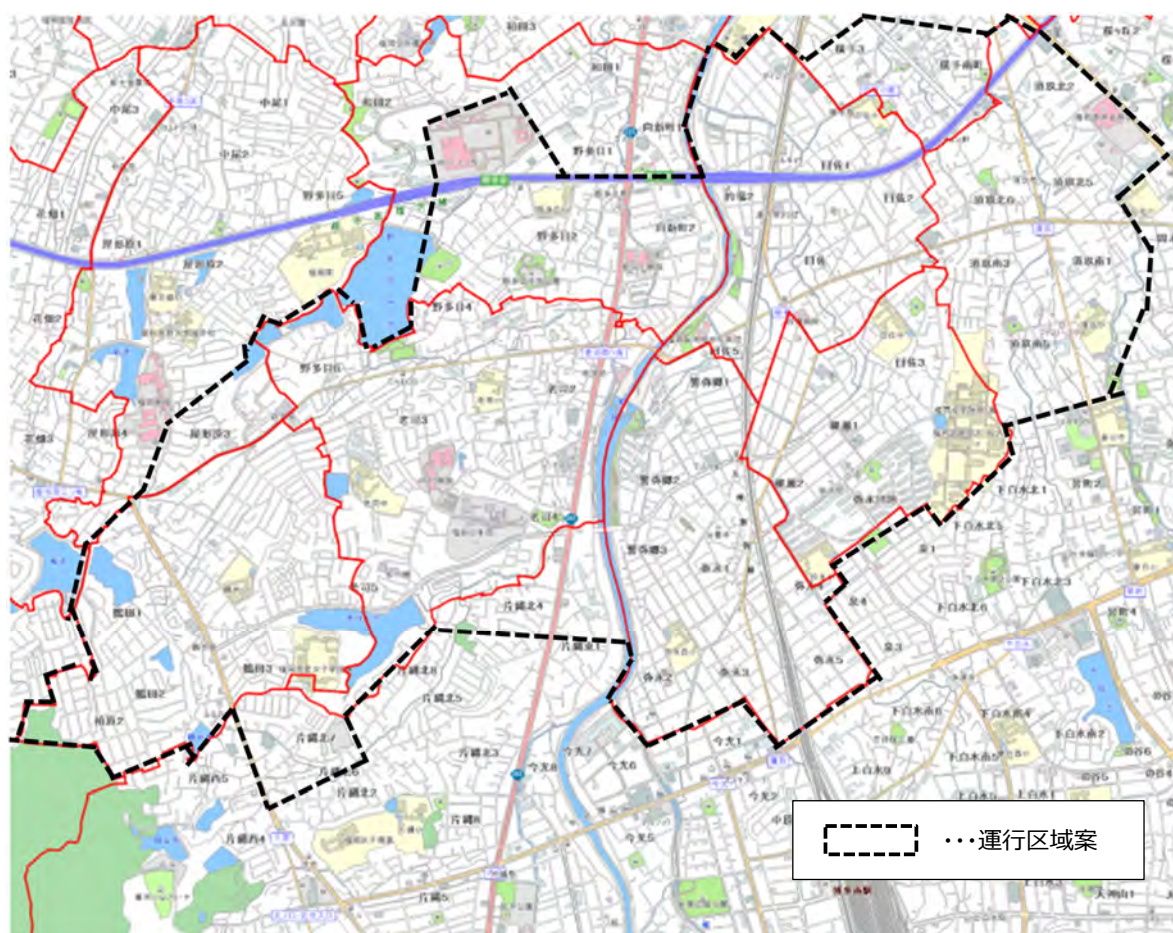
（老司1～5丁目、野多目4・6丁目、鶴田1～4丁目、柏原1～2丁目、
警弥郷1～3丁目、弥永1～5丁目、日佐1～5丁目、柳瀬1～2丁目、
弥永団地、的場1～2丁目、横手3丁目）

その他

（野多目2～4丁目、横手南町、屋形原3丁目、向新町2丁目、
那珂川市片縄北4・6～7丁目、片縄東1丁目、
春日市須玖北1～9丁目、春日市須玖南1～7丁目）

- (4) 運行の区域

南区エリア（営業の区域と同じ）



(5) 運行形態

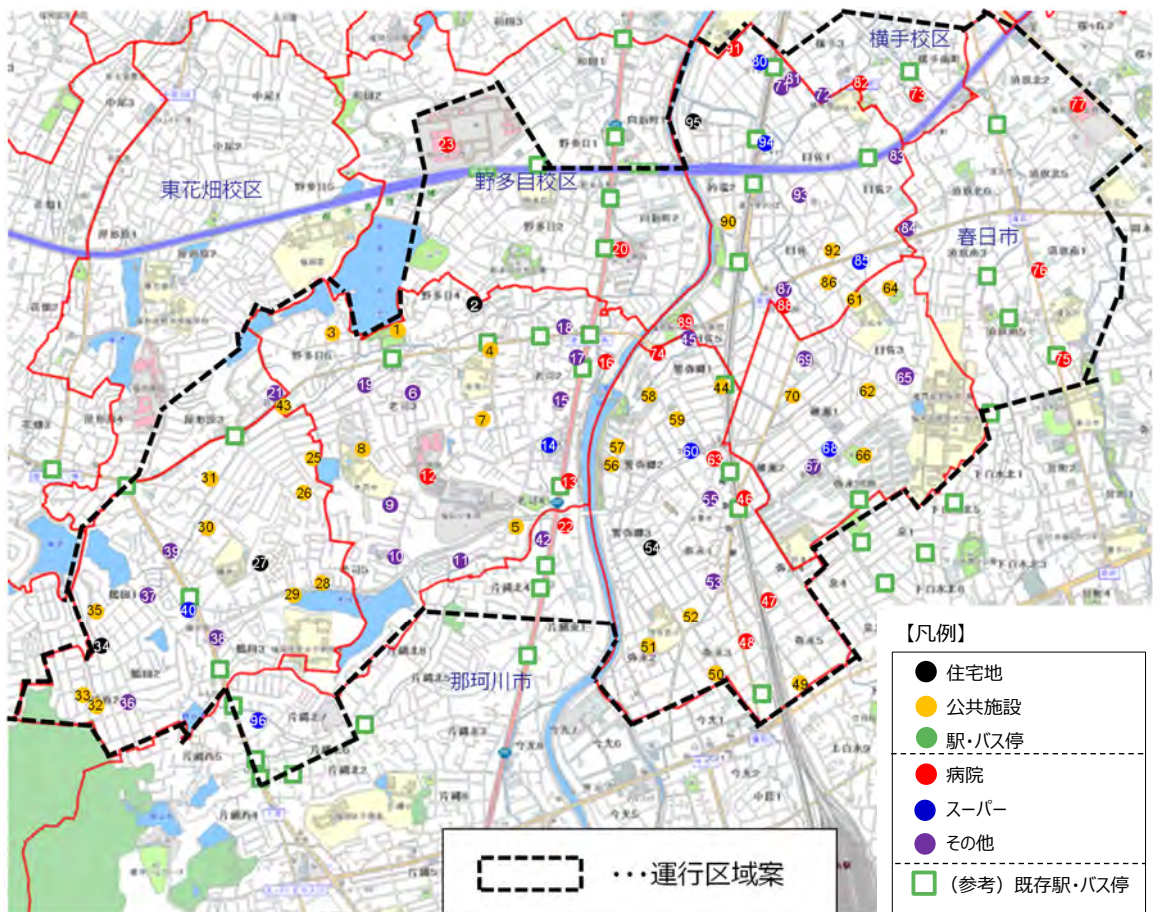
予約のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

(6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) ミーティングポイント（停留所）※詳細は別紙参照

南区エリア（ミーティングポイント（停留所））：約 90 か所予定



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。

設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)



(標示のイメージ)



(8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

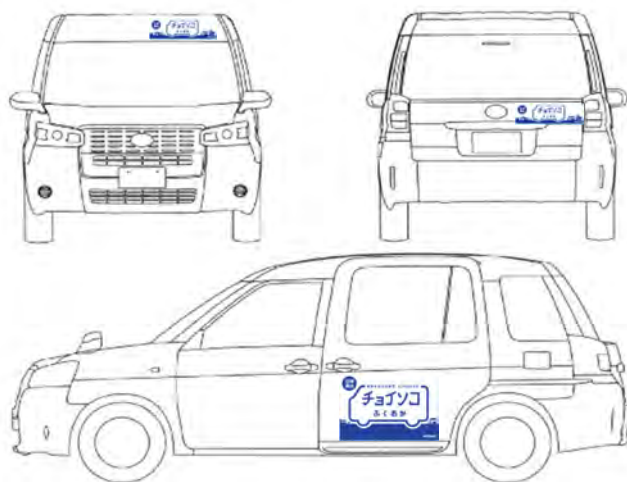
営業所に常用1台、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※以下はイメージであり、実際の車体デザインは現在検討中



(9) 運行曜日及び運行時間

運行曜日：月曜日～金曜日（運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3）

運行時間帯：8:00～18:00

※うち1時間は2回に分けてドライバー休憩時間

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便（想定）

(10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話（専用コールセンター）若しくはインターネットで受付。

電話予約受付：8:00～17:30

インターネット予約受付：24時間

【予約可能期間：乗車希望日の1週間前～30分前まで】

（インターネット予約イメージ）



対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、「受付候補検索」を押下

→希望時間前後の候補が数案提示される

※1 対象エリア「エリア②」を選択すると、対象の停留所が「乗降場所」と「降車場所」に表示される。（エリアを跨いでの移動は不可。）

(11) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上（中学生以上）	300円
	小児 6歳以上12歳未満（小学生）	150円
	幼児（未就学児） 1歳以上6歳未満	無料 単独乗車は不可
	障がい者	150円
決済手段	現金	乗車時
	交通系ICカード（電子マネー）・iD	乗車時
	クレジットカード	インターネット予約時

※福岡市高齢者乗車券は使用不可

(12) 割引等

割引の種類	概要	対象	割引額	適用時期
初回利用特典	会員登録時に1回、無料乗車券を発行	令和5年3月31日までに会員登録した方	2乗車分（600円分相当） ※往復利用を想定	サービス開始時から 令和5年5月31日まで

※その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施し、結果を本会議に報告する。

(13) 市負担金

試験運行に必要となる経費（収支差額）は、市と交通事業者で締結する協定書に基づき市が負担する（上限あり）

(14) 運行期間

運行開始から1年間（令和5年1月運行開始予定）

(15) 地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア②（老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区）におけるオンデマンド交通社会実験運行協議会」にて、今回の運行計画案について、合意が図られている。

3. 議決事項

【交通事業者】

・(株)アイシン、第一交通産業(株)、福岡第一交通(株) ※福岡第一交通(株)が運行

【届出内容】

- ①運行の態様：区域運行
- ②区域設定：老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区（老司1～5丁目、野多目4・6丁目、鶴田1～4丁目、柏原1～2丁目、警弥郷1～3丁目、弥永1～5丁目、日佐1～5丁目、柳瀬1～2丁目、弥永団地、的場1～2丁目、横手3丁目）、その他（野多目2～4丁目、横手南町、屋形原3丁目、向新町2丁目、那珂川市片縄北4・6～7丁目、片縄東1丁目、春日市須玖北1～9丁目、春日市須玖南1～7丁目）
- ③運賃申請：届出運賃
- ④使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）を使用
- ⑤最低車両数の弾力化：常用1台
- ⑥車両併用：一般タクシーと併用
- ⑦処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

○道路運送法上の手続き

【議決が必要な項目】①運行の態様、②区域設定（区域運行の実施に係る弾力化）

→協議を調えることにより、隣接する複数の地区を営業区域とすることが可能。

【議決が必要な項目】③運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

【議決が必要な項目】④使用車両（使用する車両の弾力化）

→協議を調えることにより、乗車定員11人未満の車両で運行することが可能。

【議決が必要な項目】⑤最低車両数（最低車両数の弾力化）

→協議を調えることにより、営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用3両＋予備1両）が緩和される。

【議決が必要な項目】⑥車両併用（車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例）

→協議を調えることにより、他の旅客自動車運送事業と併用（事業者のタクシーを使用し、一般タクシーと併用）することが可能。

【議決が必要な項目】⑦処理期間の短縮

→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を2ヶ月間から1ヶ月間に短縮することが可能。

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ①】

<老司>



【凡例】

- (1)住宅地停留所（候補）
- 住宅地
 - 公共施設（公民館・集会場・公園など）
 - 駅・バス停
- (2)エリアスポンサー停留所（候補）（便利施設等）
- 病院
 - スーパー
 - その他

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ②】

<鶴田>



【凡例】

- (1)住宅地停留所（候補）
- 住宅地
 - 公共施設（公民館・集会場・公園など）
 - 駅・バス停
- (2)エリアスポンサー停留所（候補）（便利施設等）
- 病院
 - スーパー
 - その他

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ③】

<弥永西>



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

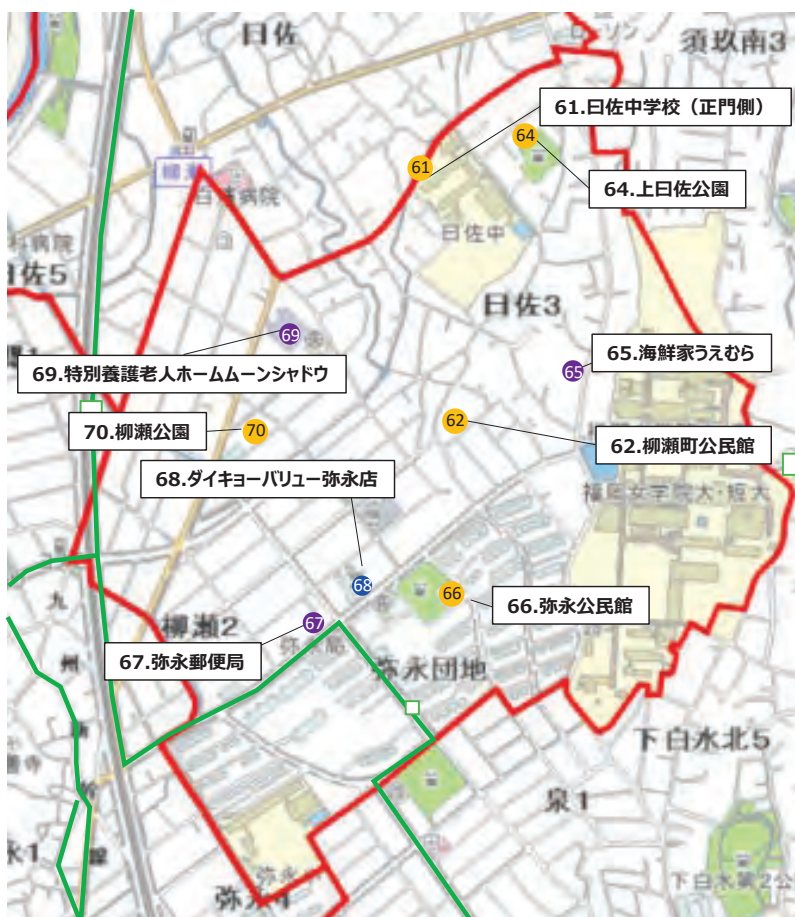
- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （便利施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ④】

<弥永>



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （便利施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ⑤】

<日佐>



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他



オンデマンド交通社会実験（エリア①・③）の 取組状況について

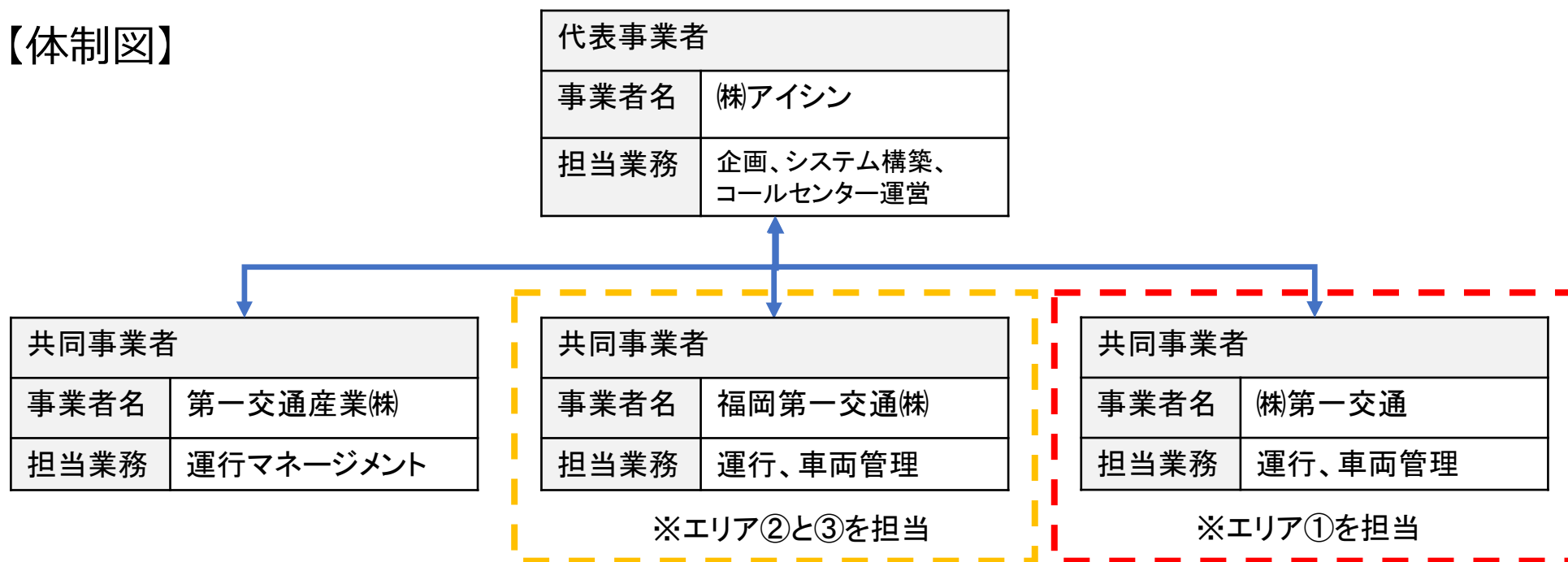
事業実施体制

交通事業者とシステム提供事業者が協力し安心・安全な運行をご提供



項目	事業者名	担当業務(運行、システム運営、マネジメントなど)
代表事業者	株式会社アイシン	企画、システム構築、コールセンター運営
共同事業者	第一交通産業株式会社	グループ企業 運行マネージメント
	福岡第一交通株式会社	エリア②と③ 運行、車両管理
	株式会社第一交通	エリア① 運行、車両管理

【体制図】



AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア①)

項目		内容	
運行サービス概要	名称	チョイソコふくおか エリア①東区	
	運行区域	美和台・和白東・三苦 校区 外	
	停留所	※次ページ以降	
	運行方式	フルデマンド方式	
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休:土日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付:8:00-17:30 インターネット予約受付:24時間 【予約可能期間:乗車希望日の1週間前～30分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有 (障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要	
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、ID、交通系IC(電子マネーのみ) ※高齢者乗車券(福祉ICカード)は使用不可	
	使用車両・定員 ・導入方法	使用車両	ジャパントクシー
		乗車定員	5名(ドライバー1名、乗客4名まで)
導入方法		既存タクシー車両使用	
社会実験期間	令和4年11月24日～令和5年11月23日(1年間)		

エリア①東区

美和台・和白東・三苫 校区 運行区域

運行区域

三苫校区・美和台校区・和白東校区
和白校区・新宮町美咲2丁目
新宮町夜白1～6丁目・新宮町原上一部

⋯運行区域



エリア①東区 美和台・和白東・三苫 校区停留所（運行開始時）



- 11/24運行開始時：57箇所設置
- ※関係者と協議のうえ、決定・追加設置予定

エリア①東区

美和台・和白東・三苦 校区 停留所計画

運行区域

三苦校区・美和台校区・和白東校区
和白校区・新宮町美咲2丁目
新宮町夜臼1～6丁目・新宮町原上一部

---運行区域

【凡例】

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他
- (参考) 既存駅・バス停



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア③)

※運行協議会（11/24）時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

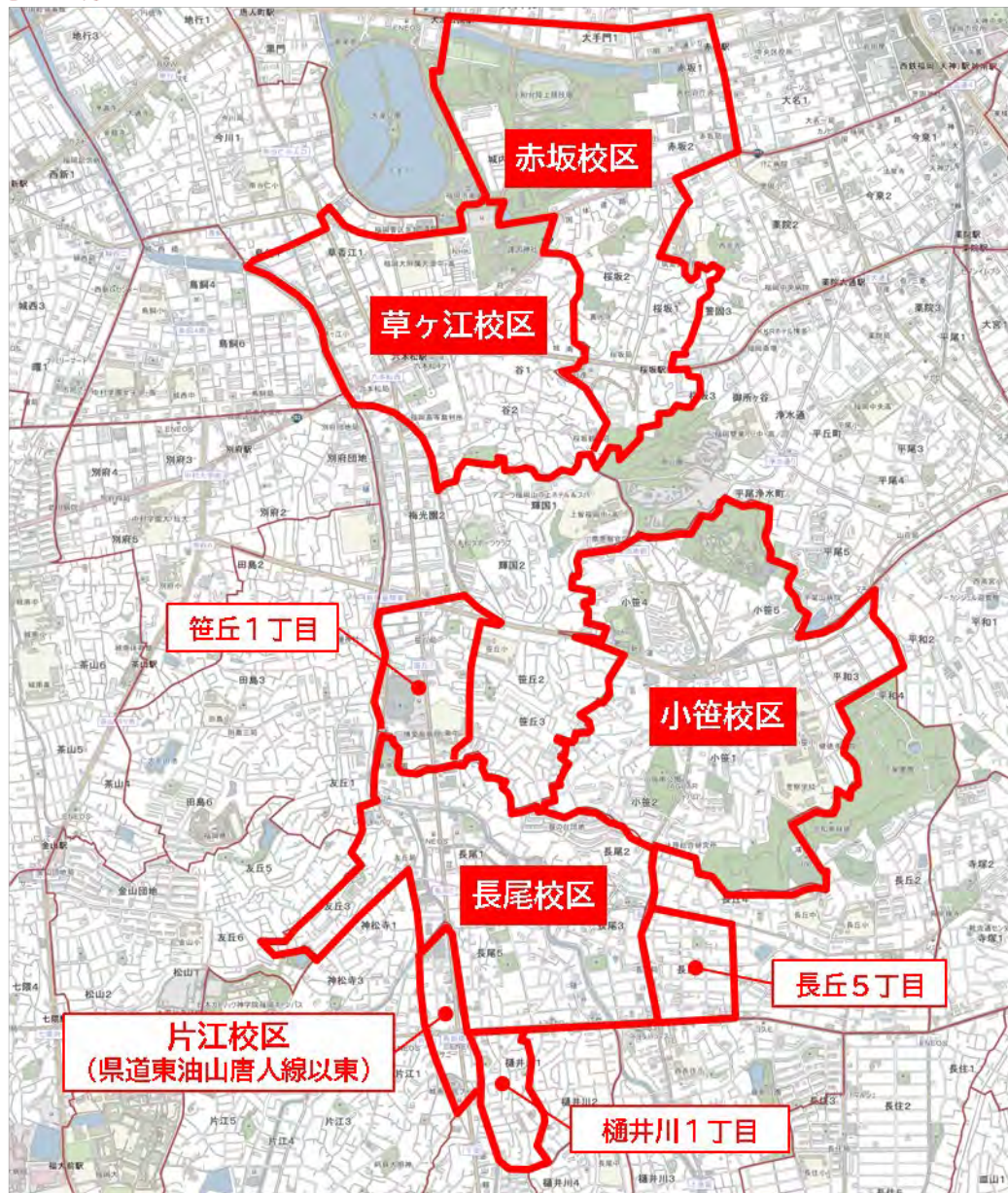
項目		記入欄	
運行サービス	名称	チョイソコふくおか エリア③中央区・城南区	
	運行区域	赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区	
	停留所	※次ページ以降に候補案(各校区の希望箇所)	
	運行方式	フルデマンド方式 曜日別運行	
	運行曜日	月、水、金 の区域 火、木、土 の区域 （運休：日祝日・12月29日～1月3日）	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付：8:00-17:30 インターネット予約受付：24時間 【予約可能期間：乗車希望日の1週間前～30分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有（障がい者※、小学生は半額の150円） ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要	
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、交通系IC、ID	
	使用車両・定員・導入方法	使用車両	ジャパンタクシー
乗車定員		5名(ドライバー1名、乗客4名まで)	
導入方法		既存タクシー車両使用	

※地域公共交通会議を経て国への申請が必要

エリア③中央区・城南区 赤坂・草ヶ江・小笹・長尾校区 運行区域案

※運行協議会（11/24）時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

区域A



【運行区域】

- ・赤坂校区
- ・草ヶ江校区
- ・小笹校区
- ・長尾校区
- +
- ・片江校区（県道東油山唐人線以東）
- ・笹丘1丁目、長丘5丁目、樋井川1丁目

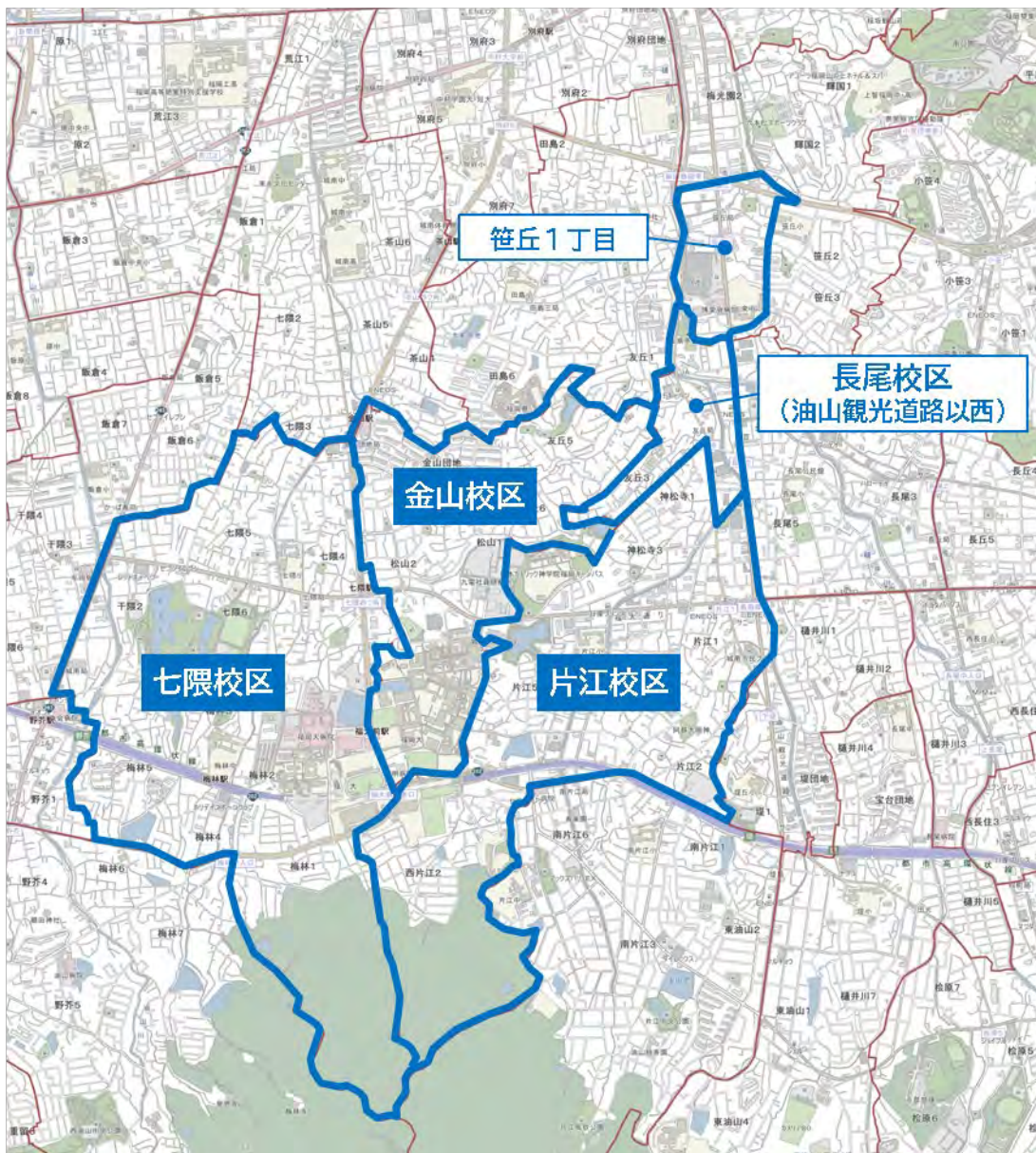
【運行曜日】

月曜日・水曜日・金曜日
（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

エリア③中央区・城南区 片江・金山・七隈校区 運行区域案

※運行協議会（11/24）時点での案であり、
今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り
場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

区域B



【運行区域】

- ・片江校区
- ・金山校区
- ・七隈校区
- +
- ・長尾校区（油山観光道路以西）
- ・笹丘1丁目

【運行曜日】

火曜日・木曜日・土曜日
（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

赤坂校区

※運行協議会（11/24）時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他



草ヶ江校区

【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

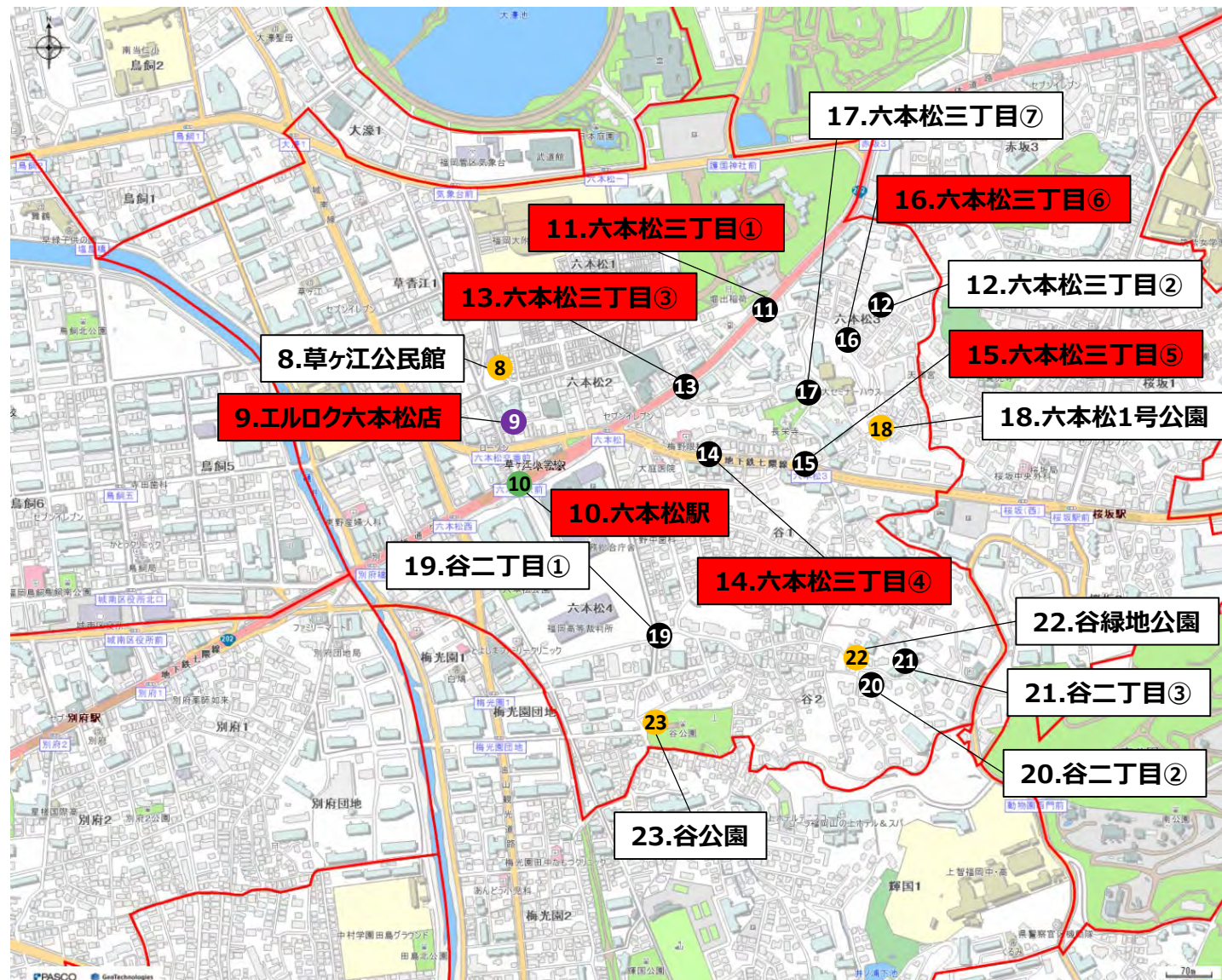
(2)エリアスポンサー停留所（候補） （便利施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

停車が困難で停留所にできない場所

※停車が困難で停留所にできない場所については、近隣で設置できるかなどを検討

※運行協議会（11/24）時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告



小笹校区

【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

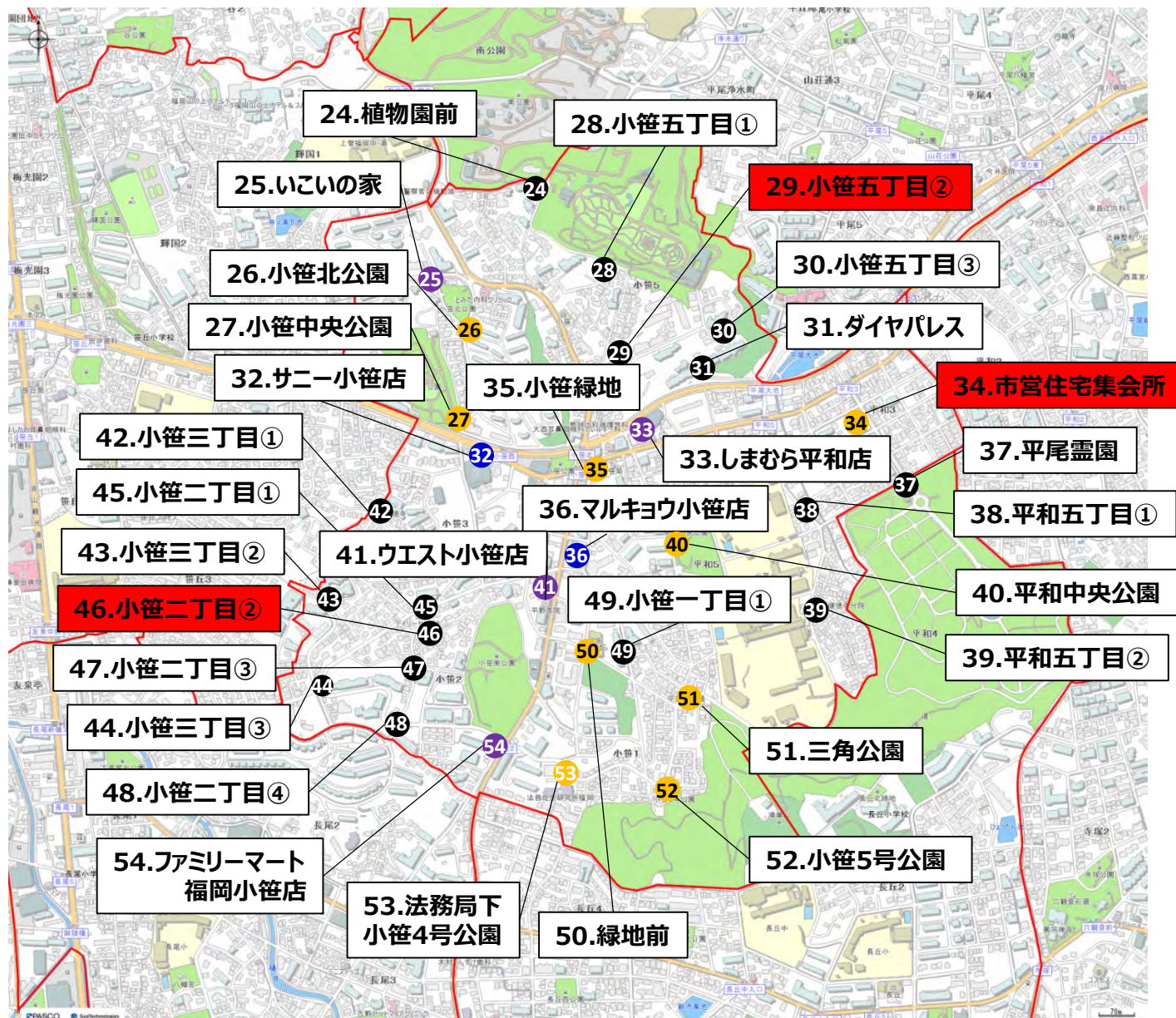
(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

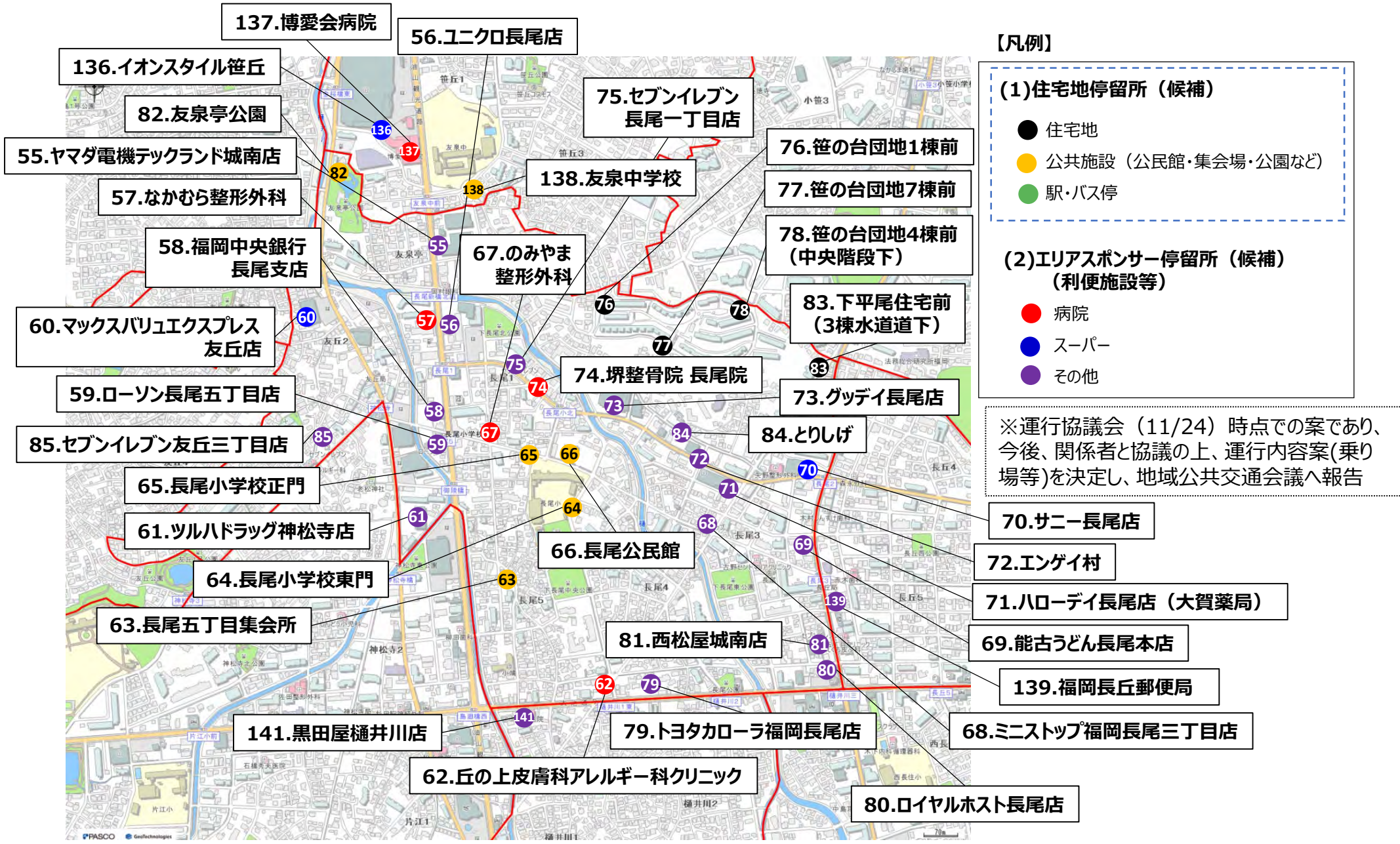
停車が困難で停留所にできない場所

※停車が困難で停留所にできない場所については、近隣で設置できるかなどを検討

※運行協議会（11/24）時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告



長尾校区



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

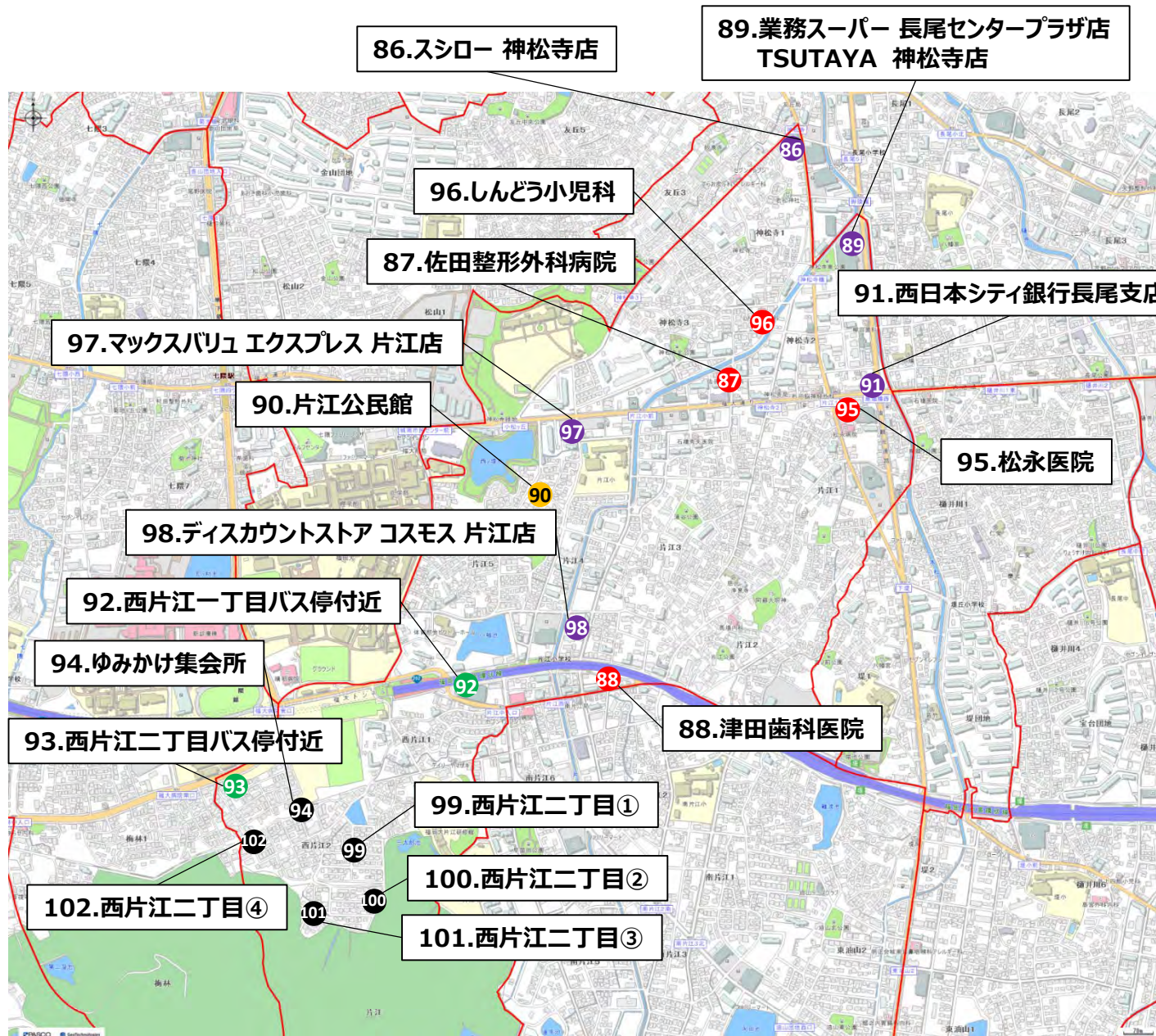
- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

※運行協議会（11/24）時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

片江校区



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

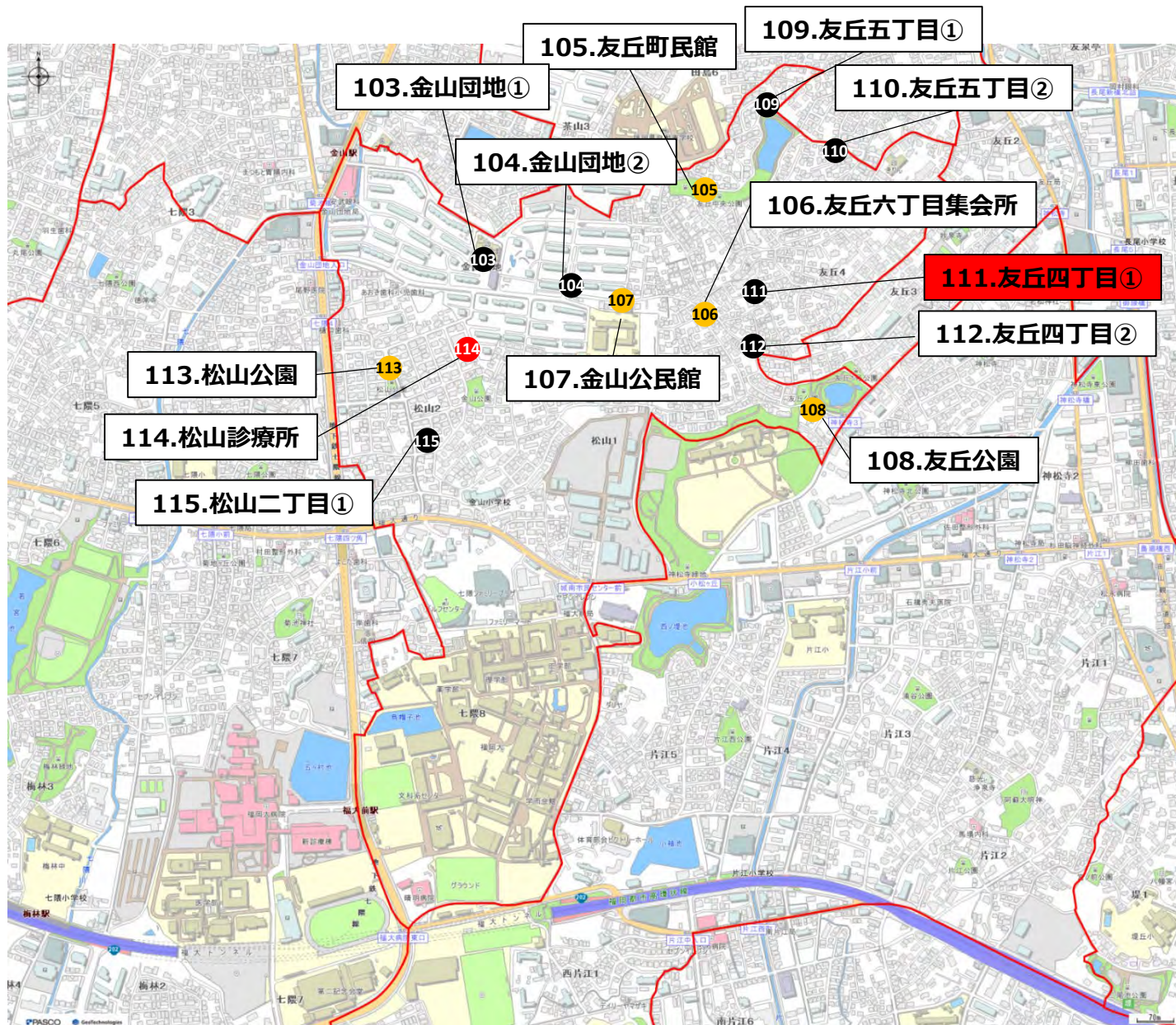
- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

※運行協議会（11/24）時点での案であり、
今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り
場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

金山校区



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会所・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （便利施設等）

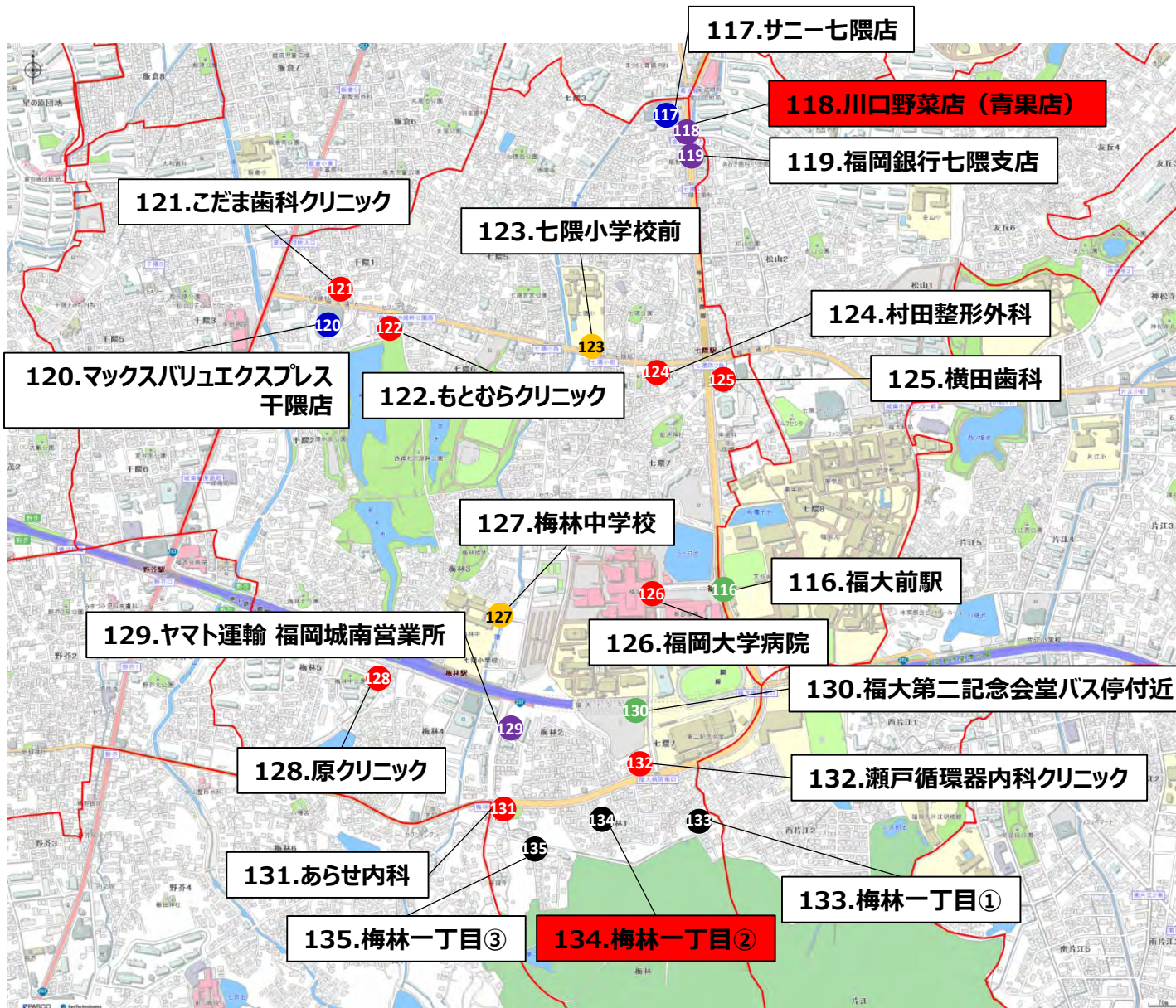
- 病院
- スーパー
- その他

停車が困難で停留所にできない場所

※停車が困難で停留所にできない場所については、近隣で設置できるかなどを検討

※運行協議会（11/24）時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

七隈校区



【凡例】

(1)住宅地停留所 (候補)

- 住宅地
- 公共施設 (公民館・集会場・公園など)
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所 (候補) (利便施設等)

- 病院
- スーパー
- その他

停車が困難で停留所にできない場所

※停車が困難で停留所にできない場所については、近隣で設置できるかなどを検討

※運行協議会 (11/24) 時点での案であり、今後、関係者と協議の上、運行内容案(乗り場等)を決定し、地域公共交通会議へ報告

チョイソコとは？

- ・ **地域の交通不便を解消し、主に高齢者の外出促進に貢献する**
デマンド型交通 (※) ※予約に応じて乗降場所や経路を変更可能な交通システム
- ・ **従来のデマンド型交通と異なり、民間企業が事業主体となり、エリアスポンサーによる協賛を得ることで採算性を向上**
- ・ **単なる運行のシステム提供に留まらず、高齢者の健康増進につながる外出促進の“コト”づくりを推進**

シンボルマーク



～チョイソコの想い～

シンボルマークに表現されている「チョイソコ」の各文字は老若男女な人を表し、利用者の多様性を表現しています。
多様な人が乗り合わせる移動により、外出を楽しみ、健康増進につながる…そのような世の中を実現していきたいと考えます。

AIデマンド交通とは

会員登録された利用者から乗車依頼を受付し、最適な乗り合わせと経路を計算
目的地まで乗り合い送迎でお運びするしくみです。

会員登録
が必要

Aさん

10時50分に公民館に行きたい

Bさん

10時30分に〇〇内科に行きたい

Cさん

10時45分に〇〇スーパーに行きたい

他の方と
乗り合い

複数の方が
乗り合わせる

決まった路線や
時刻表は無い

公民館

公民館

Aさん

SUPER MARKET

スーパー

Cさん

大安売り
大安売り
大安売り
大安売り

内科

停留所から
停留所へ移動

予約受付
センターに
電話で予約

専用システム

- ①Bさんを10時25分に内科に
- ②Cさんを10時40分にスーパーに
- ③Aさんを10時45分に公民館に送る

乗車申込
が必要

予約受付センター

※専用システムが最適な経路・乗り降り順を計算
利用者の希望を100%叶えるものではありません

エリアスポンサー制度とは

スポンサーからの協賛・広告料により、運営費用の一部を支えていただくことで乗車料金を低く設定し持続可能な運営を目指します。



お出掛けの目的づくり

会員登録者様には会報誌を郵送し運行に関する更新情報や
“お出かけしたくなる”様々な情報を発信し健康増進に繋がります。

会報誌例

チョイソコ通信 vol.29

早くも年末です。今年もコロナウィルスの関係で自粛期間があったり、いろいろと落ち着かない日々でしたね。寒くなりますので、コロナはもちろんお風邪もひかれないよう充分にお気をつけてください。防寒対策を万全に、ソーシャルディスタンスを守ってチョイソコでお出かけを楽しみましょう。みなさん、メリークリスマス！そしてよいお年をお迎えください。

10月からチョイソコの停留所になりました！

新しくチョイソコの停留所となつていただきました。ネットヨトヤ東海株式会社豊明店の仮設店長にお話を伺いました。

「この店ができて4年となり、豊明市の中でもだんだんと認知されてきました。私たちは地域密着型の店舗になっていくように業務を推進しています。今回、チョイソコの停留所を設置しましたので、市役所のお力もお借りしながら、様々なイベントや催しを通じて、地域貢献したいと考えています。これを機にお店が盛れてお住まいの豊明市民の皆さんにお越しいただきたいです。」

ネットヨトヤ東海豊明店様には、既に開催したチョイソコお出かけイベントの「歴史講座」の会場としてもお世話になり、来年1月には「サボカーの体験会」を予定しています。11月に店舗で実施した「サボカー体験会」では「最近の事故のニュースをみて“もしものことがあってはいけない”と思いがちだ」とか「自分の車にもこれらの機能が付いているのか教えてもらいたい」など参加の動機はさまざまだったそうです。サボカーの説明を聞いた後に、贈り物の手で自動停止する車に乗って体験。車の運転に不安をおぼえたら、安全に配慮されたサボカーも選択肢の一つとしてご検討してみたいはいかがでしょうか。チョイソコでも「サボカー」「ICS」体験会を企画しましたので、是非ともご参加ください。*サボカー：安全運転を支援（サポート）してくれる車

ネットヨトヤ東海 豊明店
 豊明市三軒廻り丸の内2番地8
 TEL:0562-92-4166
 サービス受付時間 9:30~19:00(日)10:00~18:00(休)月曜日

トヨタのサボカー「ICS」体験会
 2021年1月28日(木)
 場所：チョイソコ停留所
 「ネット東海とよあけ」
 *内容は同封のチラシをご参照ください。 11月の体験会の様子

豊明市役所 公共保険外サービス 協定事業

内容	場所	チョイソコ停留所
しく飯としましませんか？ 健康マージャン	けやきテラス 豊明市役所	ふじたまちかど保健室
の学び場【災害に備えて】 医療科地域包括ケア中核センター	保健センター 3F	豊明市役所
入会（コース登録費なし） ※参加費はマスクの費用、検温、手指消毒をお願いします。	けやきテラス かめがんズ	ふじたまちかど保健室

お出かけ地図
 12月末日で終了！ご投稿ありがとうございます。
 5年連続高得点500円分プレゼントします！！

と愛知東郷で楽しくお買い物
 18時~22時(木) / 25時~29時(金)
 *無料シャトルバスに乗って出かけよう！
 詳細ください。

12月28日(月)
 場所：チョイソコ停留所 アイランスカフェ カカイ
 誘い合わせの上、是非お申し込みください。(前日28日にチラシを届けています)

11月からはどうぞよろしくお伝えいたします。
 テーションとよあけ ●ストロベリーファーム 等

チョイソコは12/29~1/3運休となります。ご了承ください。

コロナウィルス感染予防対策とお願いについて

- チョイソコでは毎日、車内の手すりなどのアルコール消毒を行い、車内にはアルコール消毒液も設置しています。
- ドライバーにもマスクの着用、手指消毒を徹底しております。
- 会員の皆様におかれましては、発熱などの自覚症状がある場合のご利用はお控え頂きますようお願いいたします。
- マスクの着用や乗車チケットなどの配車をいただけますようお願いいたします。

チョイソコへのお問合せ ☎057-00-81194 (平日8:30~16:00)

会報誌同梱のスポンサーチラシ例

豊明市役所 公共保険外サービス 協定事業 **カラオケ CLUB**

チョイソコ
カラオケクラブダム豊明店が停留所に！

チョイソコ会員 片道乗車料金 20円 サービス

au **チョイソコ X AICHI TOYOTA**

チョイソコ会員向け/スマホ教室はじめました!
in豊明店

ガラケーをお持ちの方! お悩み解決でスマホデビュー!

スマホをお持ちの方! スマホの機能をもっと楽しもう! *この携帯電話会社でもOK

開催日
12月10日(木) / 1月21日(木)

開催場所
 愛知トヨタ自動車(株)豊明店
 住所:豊明市阿野町池下92-2
 TEL:0562-93-8511

チョイソコに関するお問い合わせ: 予約受付センター
チョイソコ運行時間
平日 9:00~16:00 皆様の

申込先
 ご希望日時をご指定してお申込みください
定員制のため先着順となります
 *予約は開催日1週間前に締め切らせていただきます。その後のご相談はチョイソコセンターまで、当日のご予約は出来かねますのでご了承ください。

チョイソコセンター ☎057-00-81194
電話受付時間: 平日8:30~16:00(休日:土日祝)

※本チラシの内容は随時変更される場合があります。※掲載の内容は2020年11月1日現在の情報です。
 ※本チラシの発行期間:2020年10月10日~11月10日
 ※詳しくは店舗スタッフまで

ATgroup

お出掛けの目的づくり

運行だけにとどまらず“お出かけしたくなる”様々なイベントの仕掛けを福岡市様やスポンサー様と協業で行っていきます。

チョイソコお出かけイベント

竹ざる豆腐づくり体験
楽しい！ランチお土産付き

【日時】8月27日(木) 9:30 豊明市役所集合
【場所】とうふや豆腐 刈谷銀座店 刈谷市銀座4-40

【参加費】チョイソコ1乗車200円 ※乗車時に各所で乗降用券を入れてください。
お豆腐づくり(ランチ+お土産付き)ひとり2,000円 ※現場で各自お支払いください。

【持ち物】保冷バッグ、保冷剤、エプロン、三角巾
【服装】動きやすい服装と靴、マスク着用
【申込先】8/6(木)までにチョイソコセンターへ ☎057-00-81194
氏名・会員番号・同行者をお伝えください。
申込人数に制限がございます。お申込みは先着順とさせていただきます。

各日最寄り停留所
9:30 豊明市役所 停留所
10:10 とうふや豆腐 刈谷銀座店
13:40 豊明市役所 停留所
チョイソコ
各日最寄り停留所

以下について対応いたしますので、ご協力をお願いいたします。
・発熱をされている場合は、ご参加をお断りいたします。 ※集合時に検温いたします
・マスク着用 (ランチは屋外の別室をおける予定です。昼食後にお外しください)
・集合、解散時に、アルコール消毒を実施
※コロナ感染の状況を鑑み、急遽、中止とする場合がございますので、ご了承ください。
(中止は前日までにご連絡いたします。中止の場合は費用負担はございません。)



9月14日(月) チョイソコ 特別公開!

今しか観られない!! 豊明の天然記念物
ナガバノイシモチソウ 大狭間湿地
【公開時間】10:30~12:00 【公開時間】10:00~11:00

【コース】 各日最寄り停留所 → チョイソコ → 大狭間湿地白生地 → 豊明市役所 → 各日最寄り停留所

10:00 豊明市役所 停留所
10:30 大狭間湿地白生地 停留所
11:00 豊明市役所 停留所

【服装】 動きやすい服装、運動靴、帽子
【持ち物】 飲み物、タオル、ノルディック用ポール(お持ちの方のみ)
【参加費】 無料 ※チョイソコご利用の場合は1乗車200円
【申込先】 8/31(月)までにチョイソコセンターへ ☎057-00-81194
氏名・会員番号・同行者をお伝えください。

以下について対応いたしますので、ご協力をお願いいたします。
・発熱をされている場合は、ご参加をお断りいたします。 ※集合時に検温いたします
・マスク着用 ※ウォーキング時、人との距離(2m以上)がある時にお外しください
・集合、解散時に、アルコール消毒を実施
※コロナ感染の状況を鑑み、急遽、中止とする場合がございますので、ご了承ください。
(中止は前日までにご連絡いたします。中止の場合は費用負担はございません。)

【協力】 豊明市役所 生涯学習課、健康課等様

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

1. はじめに

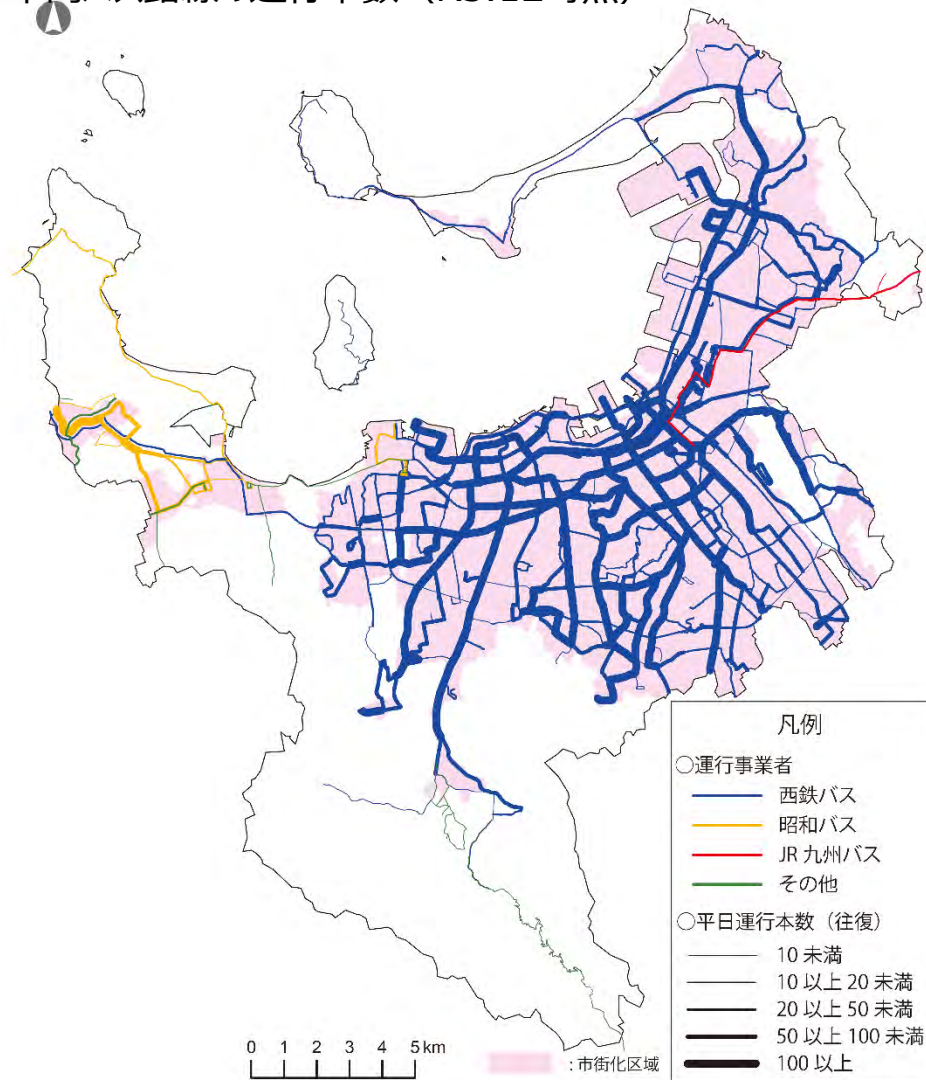
郊外部の人口減少や高齢化の進展などにより、地域の公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。

平成14年の道路運送法改正直後にはバス路線の休廃止が相次ぎ、近年では、高度経済成長期に開発された住宅地における高齢化が顕著となり、丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題となっている。

2. 市内のバス交通の現状

市内においては、西鉄バス、昭和バス、J R九州バス等が路線バスを運行しており、幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている。

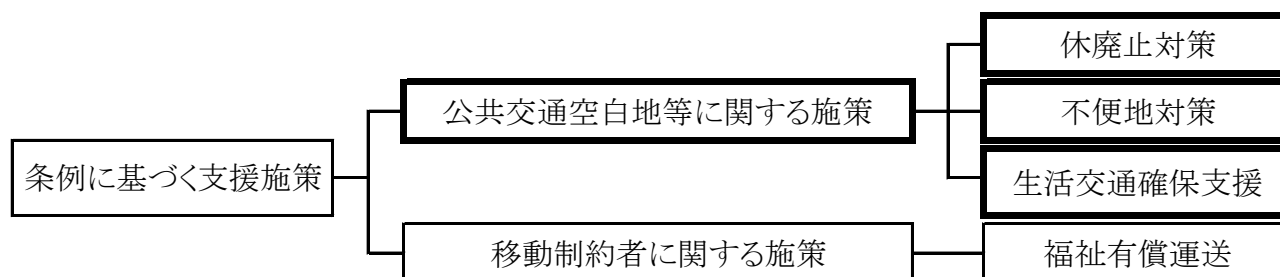
市内バス路線の運行本数（R3.12時点）



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

3. 生活交通条例に基づく支援施策

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づき、市による「公助」を、市民及び市民団体による「共助」及び「自助」、並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合いながら、**地域、交通事業者と共働で、生活交通の確保に取り組んでいる。**



(1) 休廃止対策

バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行う。

(2) 不便地対策

バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域などにおいて、地域主体の生活交通確保の取組みに対し、検討経費や交通事業者が実施する試行運行の経費に補助を行う。

(3) 生活交通確保支援

休廃止対策や不便地対策の対象地以外において、生活交通確保に向けた地域主体の取組みに対し、地域と事業者間の調整などの活動支援を行う。

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

4. 生活交通の課題等

- ・高齢化の進展等により、高台など公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題
- ・バス運転手不足に加え、コロナ禍でバス利用者が減少するなど、路線の維持が課題

R1住民意識調査の主な結果（高齢者）

- ・居住地域の公共交通は約8割の方が概ね便利と回答
- ・外出頻度は週2～3回で日中の買い物等の移動がある
- ・年齢が高くなるほど無理なく歩ける距離は短くなる など

その他、寄せられる地域の声

- ・自家用車がない人や免許返納者も増え、交通手段の確保が課題
- ・バス停まで遠く、道路が狭い地域で買い物等に苦慮
- ・高台で自宅からバス停まで歩くのがつらいが、金銭的余裕もなく歩いている など

○市内で幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている一方で、高齢化の進展等により、無理なく歩ける距離も短くなるなど、よりきめ細やかな交通手段が求められている。

<一般乗合>

路線バス（中型バス） （中型バス：定員約50人）	路線バス（ミニバス） （ジャンボタクシー：定員約8人）	オンデマンド交通 （ジャンボタクシー：定員約8人）	予約型乗合タクシー （小型タクシー：定員約4人）
<ul style="list-style-type: none"> ・路線を設定し、時刻表に沿って乗客を運送  <ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学等まとまった需要に対応、コストは高い ・住宅街などの狭い道路は運行不可 【事例】志賀島島内線等 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線を設定し、時刻表に沿って小規模の乗客を運送  <ul style="list-style-type: none"> ・中型バスよりコストは低いが、輸送量は小さく、採算性確保が困難 ・小型車両で狭い道路も運行可 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行区域を設定し、予約に応じて、都度、乗客を運送（時刻表なし）  <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内に乗り場を細かく設定可能 ・予約に応じた効率的な運行により、中型バスよりコストが抑えられ、利便性も高い 【事例】香岐南のろーと等 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行区域等を設定し、予約に応じて、時刻表に沿って乗客を運送  <ul style="list-style-type: none"> ・需要が少ない地域でコストを抑えて運行 ・輸送量が小さく採算性確保は困難 【事例】大字西地区乗合タクシー等
<p>輸送量(利用者)</p> <p>大 ← → 小</p>			

新たな乗合サービス

<一般乗用>

タクシー （定員10人以下）
<ul style="list-style-type: none"> ・予約等に応じて、乗客を運送  <ul style="list-style-type: none"> ・自由経路ドアツードア （運行ルートを定めず、需要に応じ、乗降場所の指定も行わない）

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

5. オンデマンド交通の事例

(オンデマンド交通の事例)

福岡市
西区吉岐南地区
「吉岐南のるーと」
※実証運行中



長崎県五島市
富江地区
「チョイソコごとう」



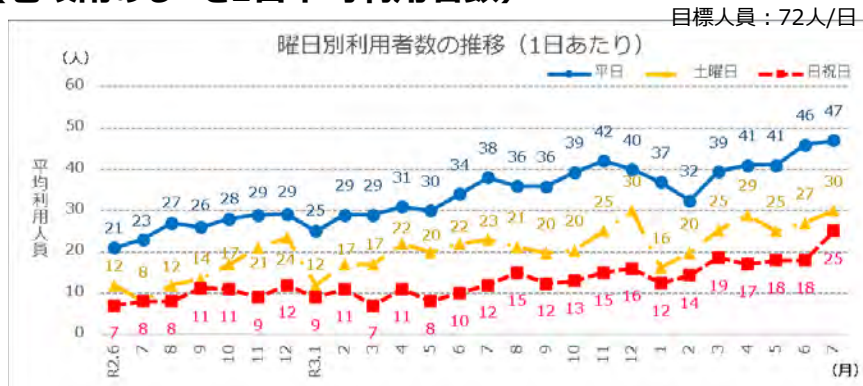
五島市:ホームページより

実証期間 : R2.6~R5.5 (3年目)
運行時間 : 8:30~18:30
運行台数 : 1台 (乗客定員8名)
運行エリア : 約2.0km×約1.5km
エリア内人口 : 約1万人 (高齢化率37%)
運賃 : 300円/回
予約方法 : 電話・アプリ

運行期間 : R3.4~ (R2.10~R3.3実証運行)
運行時間 : 8:00~15:00 (平日のみ)
運行台数 : 1台 (乗客定員4名)
運行エリア : 約16km²
エリア内人口 : 約4,500人 (高齢化率47%)
運賃 : 300円/回
予約方法 : 電話

主に1校区運行(活動3年目)

(吉岐南のるーと1日平均利用者数)



(令和4年度 第1回 福岡市地域公共交通会議資料より)

(オンデマンド交通)

- ✓ 時刻表がなくアプリや電話で予約、AIが選んだ最適なルートで運行
- ✓ 面的に一定の需要が広がるエリア内での比較的短距離の移動に用いられる



国土交通省:ホームページより

- オンデマンド交通は、小型車両を用い、エリア内を利用者ニーズに応じて効率的に運行するため、路線バス(中型バス)に比べ低コスト。
- また、乗り場の細かな設定も可能(協賛の面でも期待)

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

6. 社会実験の趣旨

- 高齢化の進展等に伴い、高台など公共交通が不便な地域の生活交通確保が課題
(高齢者の主な移動ニーズ^(R1調査))：日中の買い物等の移動はあるが、頻度は週2～3回)
- 地域のニーズと交通手段をマッチングさせ、**持続可能な生活交通確保の仕組みづくりが必要**

オンデマンド交通

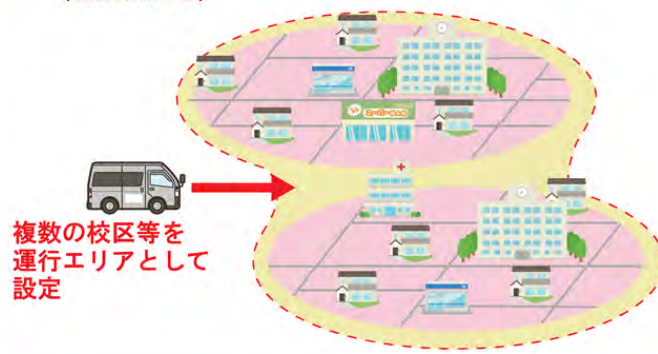
- ✓ 小型車両を用い、エリア内を利用者ニーズに応じて効率的に運行
- ✓ 路線バスに比べ低コストで、乗り場の細かな設定も可能（協賛の面でも期待）

様々な実情を踏まえると

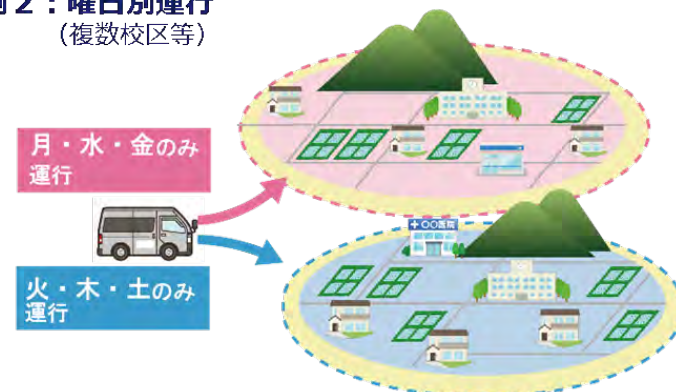
- **運行内容の工夫**（①複数校区等の広いエリアでの運行、②曜日ごとにエリアを組み合わせた運行）や**運賃以外の収入確保（協賛）の工夫**を行うことで、**展開の可能性あり**

- **取組みの一つとして、「オンデマンド交通」を活用して運行内容の工夫等の社会実験を実施**
持続可能とするため、地域の積極的な参画のもと、**地域・交通事業者・市の三者で共働した取組みを実施**

例1：広域運行（柔軟なエリア設定）
(複数校区等)



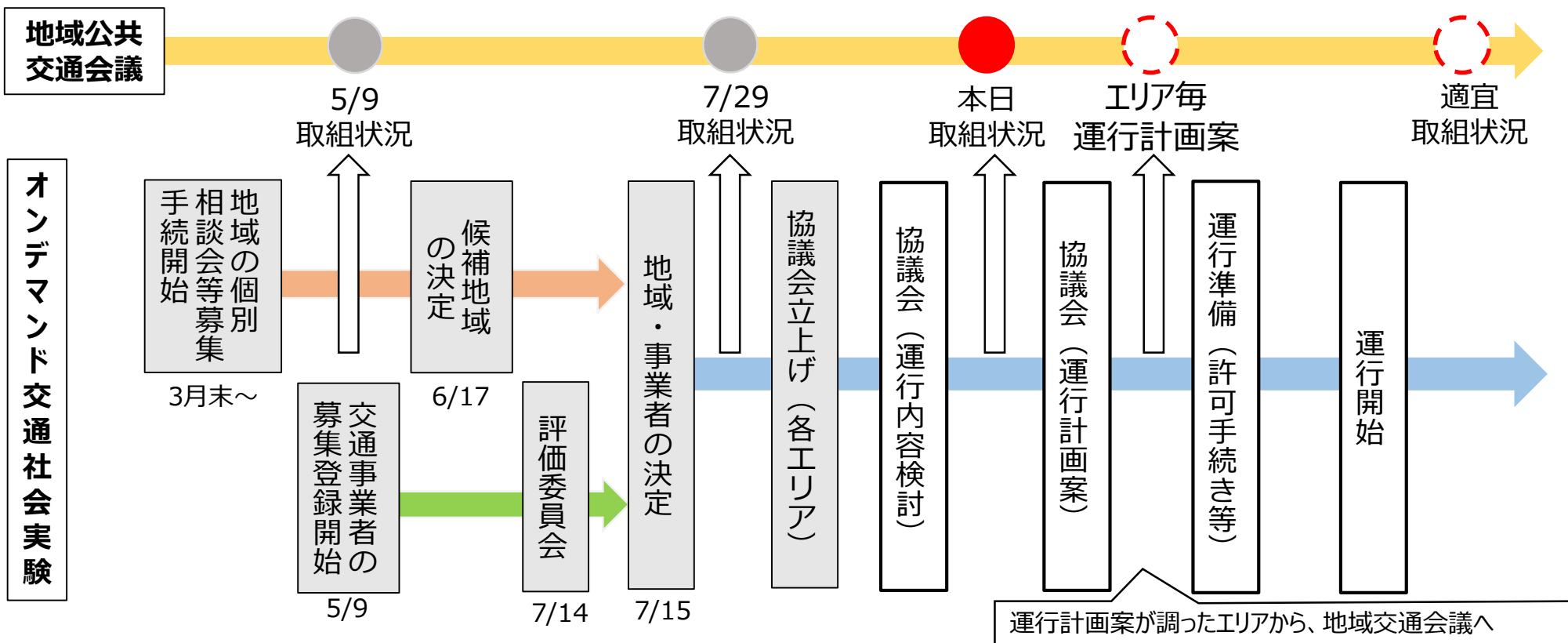
例2：曜日別運行
(複数校区等)



※ 2つ又は3つの地区で曜日を組み合わせて運行

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

7. オンデマンド交通社会実験の流れ



○地域公共交通会議・・・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業に関し必要となる事項を協議するため設置。地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通便利の確保・向上に寄与するよう努める。社会実験も適宜、事業の取組状況を報告、ご意見を頂き取り組んでいくもの。

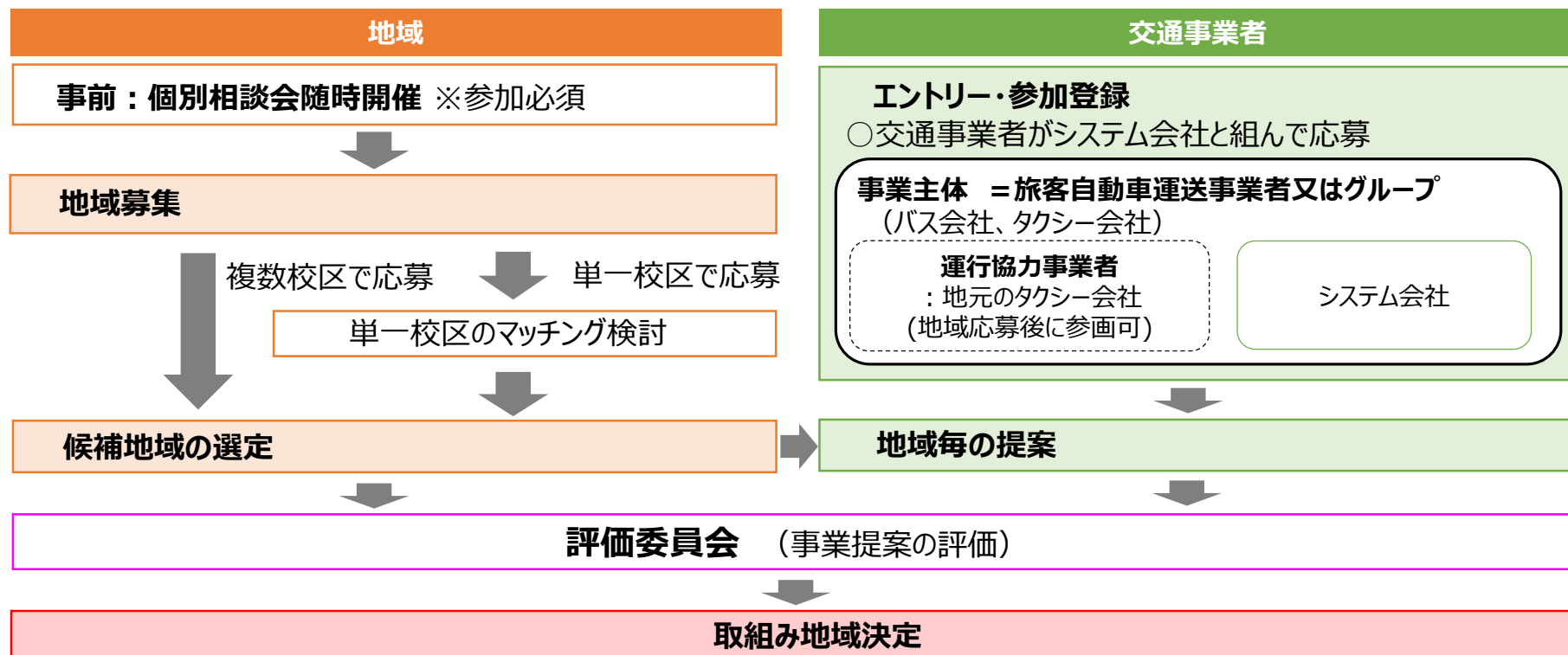
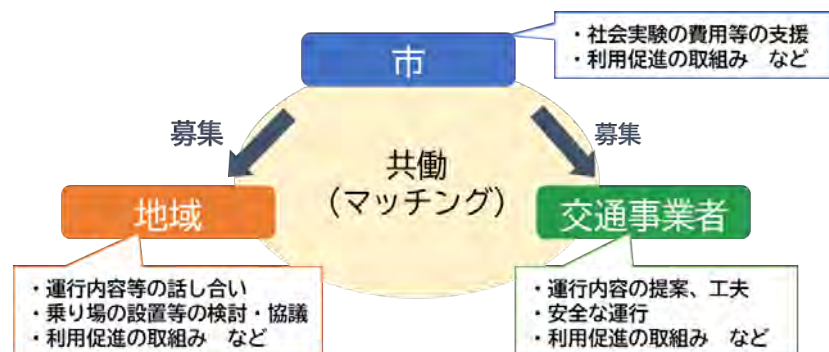
○評価委員会・・・社会実験の交通事業者の選定について、公平性を確保するとともに、広く専門的かつ客観的な視点から意見・評価をいただくため、限定的に設置したもの。

○協議会（各エリア）・・・各運行エリアの地域、交通事業者、市で、運行内容の検討など社会実験に取り組むもの。

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

8. 地域・交通事業者の募集の流れ

- 市と共働で、運行内容の検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集
- 評価委員会による交通事業者の評価等を経て、市で地域と交通事業者をマッチングし、決定



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

9. 地域および交通事業者の募集条件について

地域

- (1) 公共交通が不便な地域※を含む地域であること**
※バス停から概ね500m以上、駅から1km以上離れた地域
※バス停・駅との高低差が概ね40m以上の地域
※バス停・駅までの経路について、迂回を要する、坂道がきつい等、公共交通が不便と考えられる地域
- (2) 面的に一定の需要が広がり、複数校区等で広域、曜日別運行等に取り組む地域であること**
- (3) 生活交通の必要性を認識し、その確保に向けて他校区と連携し、主体的な取組み※ができること**
※地域の主な役割として、交通事業者や市と協力して取り組んでいただくこと
 - ・運行内容等を話し合う場の立ち上げ・運営
 - ・乗り場の設置などの検討・協議
 - ・地域企業等からの協賛に関する協議
 - ・地域住民への周知、利用促進の取組み
- (4) 個別相談会に参加していること**

交通事業者

- (1) 道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有する交通事業者又は事業者グループであること。**
- (2) AIオンデマンド交通システム (AI (人工知能) を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム) を用いた運行が可能であること。**
- (3) 運行を行う事業者は福岡市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所等の拠点を有すること。**
- (4) 税・暴力団対策等に関する資格要件を満たしていること。**

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

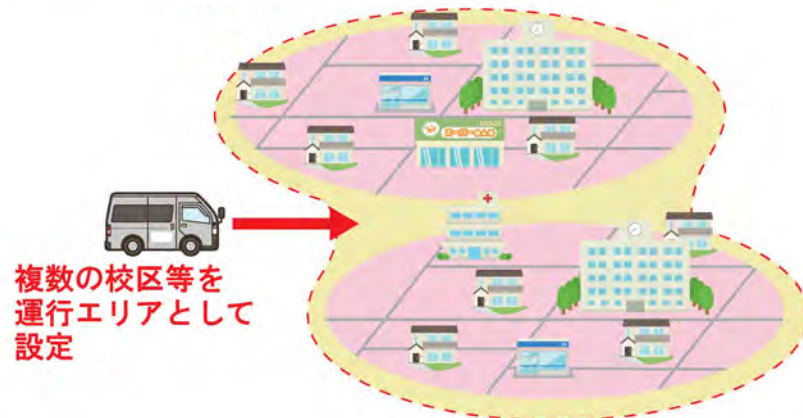
(1) 選定の考え方

- ・応募地域について**募集条件（公共交通が不便な地域※を含む地域であること等）を確認**
- ・**運行内容の工夫（①広域、②曜日別）のそれぞれが応募地域で実施可能か確認**
- ・複数校区で応募の場合も**5 km²程度※となるよう周辺地域をマッチング**
※車両1台で効率的に運行可能と想定される範囲
- ・地域の状況を踏まえ、**社会実験の趣旨に合う地域となるよう選定**

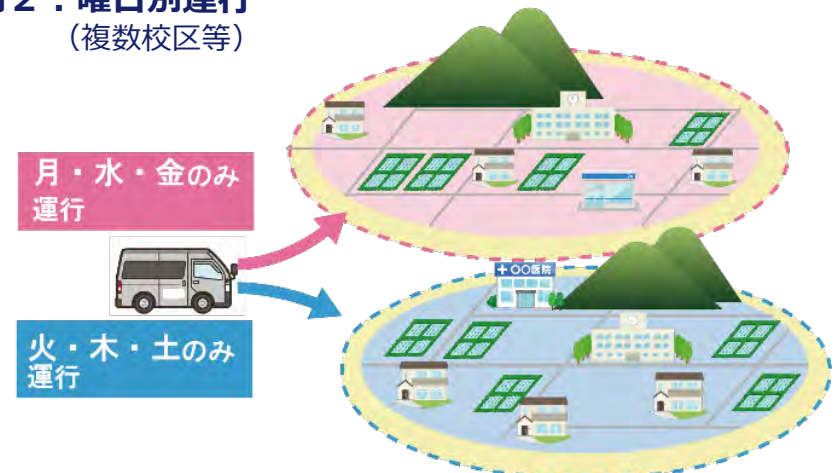
(2) 候補地域数（エリア数）

- ・3エリア程度
※1エリアあたり複数校区を想定（1エリア5 km²程度を想定）

例1：広域運行（柔軟なエリア設定） （複数校区等）



例2：曜日別運行 （複数校区等）



※2つ又は3つの地区で曜日を組み合わせる運行

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

【応募地域】（全17校区から応募）

※隣接校区の応募がなく、他エリアとも離れておりマッチング困難

	美和台 和白東 三苫	東月隈 ※	鶴田 老司 弥永西	弥永	臼佐	草ヶ江	赤坂	小笹	長尾	七隈 金山	片江	壱岐南 ※
人口	37,509人	8,121人	24,238人	5,984人	7,365人	16,634人	12,383人	14,198人	12,859人	20,473人	12,494人	10,312人
面積	6.44km ²	1.24km ²	3.15km ²	0.66km ²	0.8km ²	0.99km ²	1.25km ²	1.4km ²	1.01km ²	3.85km ²	1.85km ²	2.79km ²
曜日別運行 の可否	不可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	不可

【候補地域】

	A地区 (エリア①) 美和台・和白東・三苫	B地区 (エリア②) 鶴田・老司・弥永西 ・弥永・臼佐	C地区 (エリア③) 草ヶ江・赤坂・小笹・長尾	D地区 (エリア③) 七隈・金山・片江
人口	37,509人	37,587人	56,074人	32,967人
高齢化率 (平均)	25.5%	29.0%	22.2%	27.0%
面積※	6.44 k m ²	4.61 k m ²	4.65 k m ²	5.7 k m ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり、鉄道あり	一部地域でバス停までの距離あり、鉄道はなく路線バスが中心	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり、鉄道・路線バスあり	
地域の声	・高齢化率が高く、免許返納者も多いため、買い物や通院等に苦慮している人が多い	・高齢化率が高く、免許返納者も多いため、通院や買物ができない人が多い	・高低差が大きい地域では、高齢者の買い物や通院が困難である	
運行内容	広域運行	広域運行	曜日別運行	

※人口・高齢化率はR3. 9月末時点登録人口（日本人）

※面積はH29. 4時点交通計画課調べ。校区全体の面積のため、実際の運行面積とは異なる

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

【候補地域 位置図】

【凡 例】

- 応募校区
- 運行エリア(予定)
- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域(高低差)

吉岐南校区
隣接校区の応募がなく、他エリアとも離れておりマッチング困難

東月隈校区
隣接校区の応募がなく、他エリアとも離れておりマッチング困難

エリア①【A地区】

美和台・和白東・三苫校区

運行内容：広域運行

エリア③【C地区】

草ヶ江・赤坂・小笹・長尾校区

【D地区】

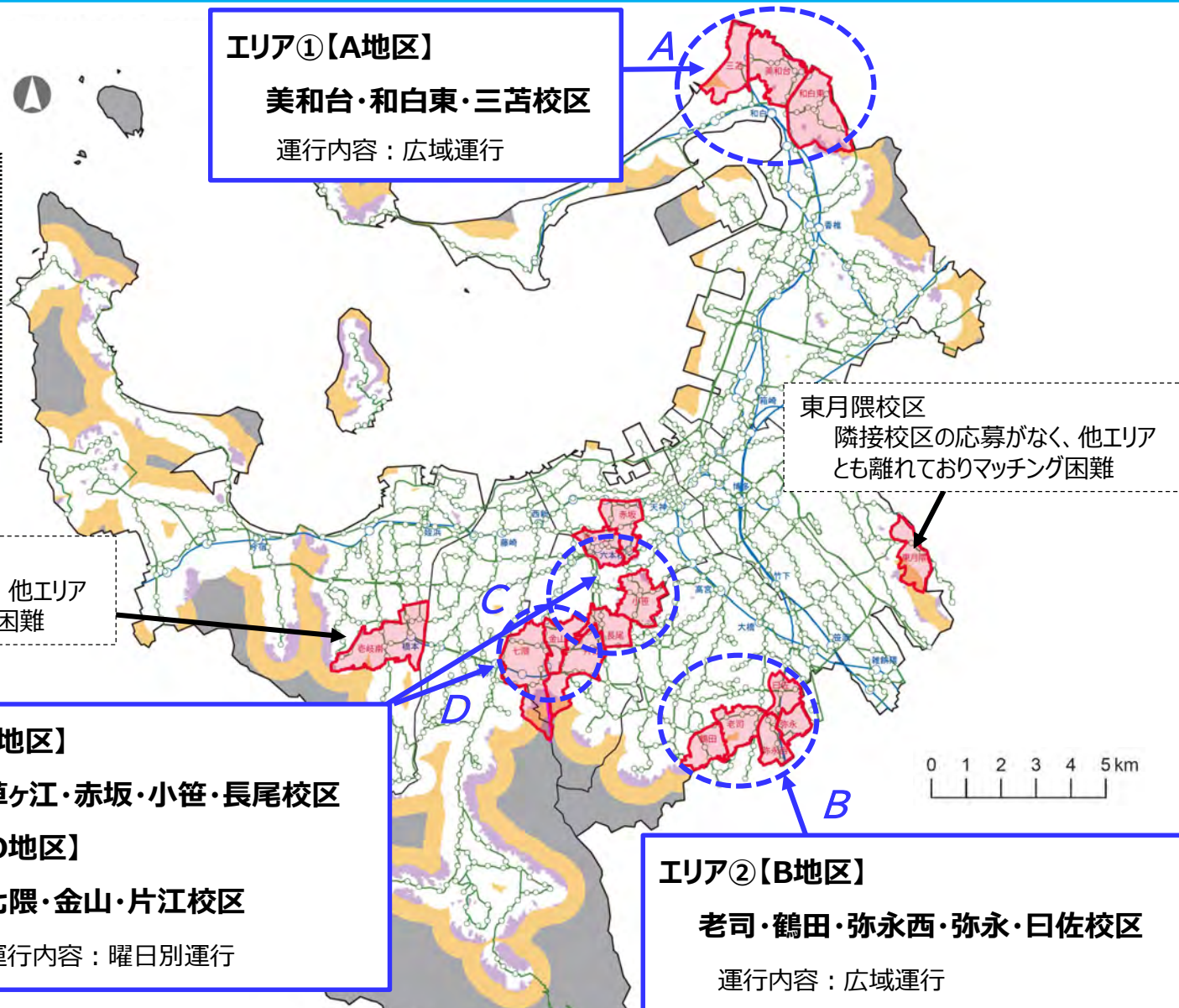
七隈・金山・片江校区

運行内容：曜日別運行

エリア②【B地区】

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区

運行内容：広域運行



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

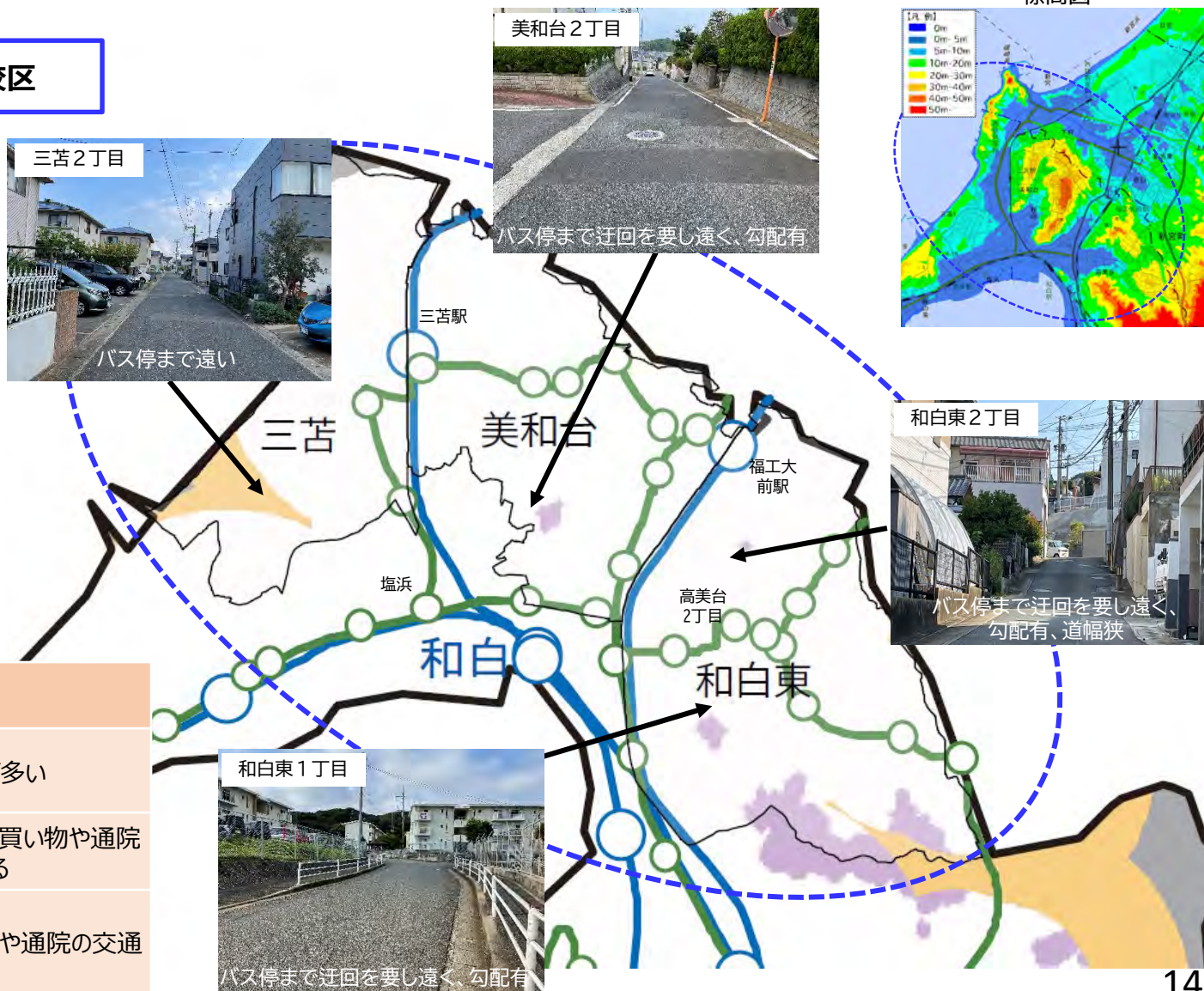
エリア①東区 美和台・和白東・三苫校区

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域 (高低差)
- 駅
- バス停

人口	37,509人
面積	6.44 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	広域運行

校区	地域の声
三苫	・起伏が有り、道路の狭いところが多い
美和台	・高台で高低差があり、高齢者の買い物や通院の交通手段の確保に苦慮している
和白東	・坂道、高台が散在している ・高齢者が多く、高齢者の買い物や通院の交通手段の確保に苦慮している



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

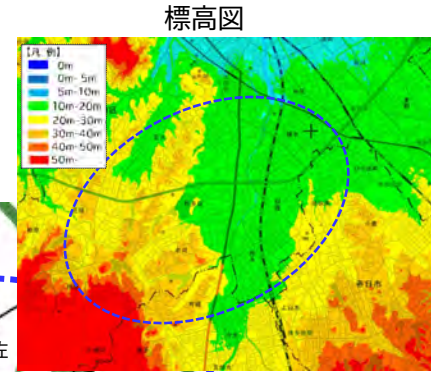
エリア②南区 鶴田・老司・弥永西・弥永・日佐校区

人口	37,587人
面積	4.61 km ²
地域の状況	一部地域でバス停までの距離あり、鉄道がない
運行内容	広域運行

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域(高低差)
- 駅
- バス停

校区	地域の声
鶴田	・自家用車を持っていない人や免許返納者が増えてきており、買い物や通院が困難
老司	・高台に住宅密集地がある ・最寄りのバス停まで40分以上かかる地域もあり、買い物や通院が困難
弥永西	・高齢化が進み、免許返納者が増えてきており、買い物や通院ができない人が多い
弥永	・一部地域は高台にあり、道路も狭隘である ・バス停まで20分以上かかる地域もあり、買い物や通院のための交通手段が必要
日佐	・バス停まで遠く、通院や買物が困難である



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

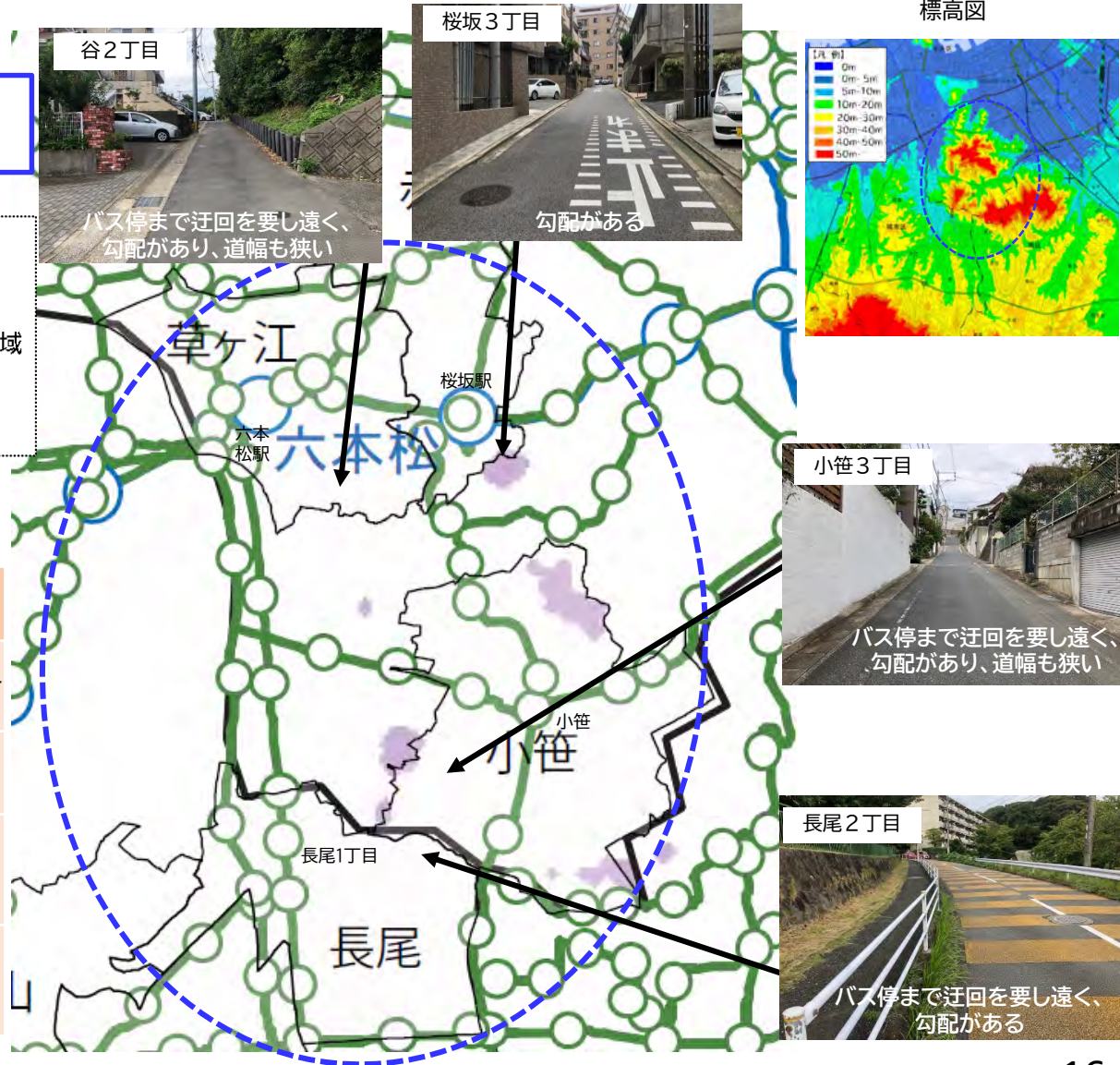
エリア③中央区 草ヶ江・赤坂・小笹校区
城南区 長尾校区

人口	56,074人
面積	4.65 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	曜日別運行

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域(高低差)
- 駅
- バス停

校区	地域の声
草ヶ江	・高台やバス停まで20分以上かかる地域があり、通院や買い物の交通手段が必要
赤坂	・公共施設への移動が困難な地域がある ・高台の地域があり、通院や買い物が困難
小笹	・高台が多く、車の運転ができなくなった高齢者などの通院や買物が困難
長尾	・高台やバス停まで遠い地域があり、通院や買い物の交通手段が必要



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

10. 候補地域について

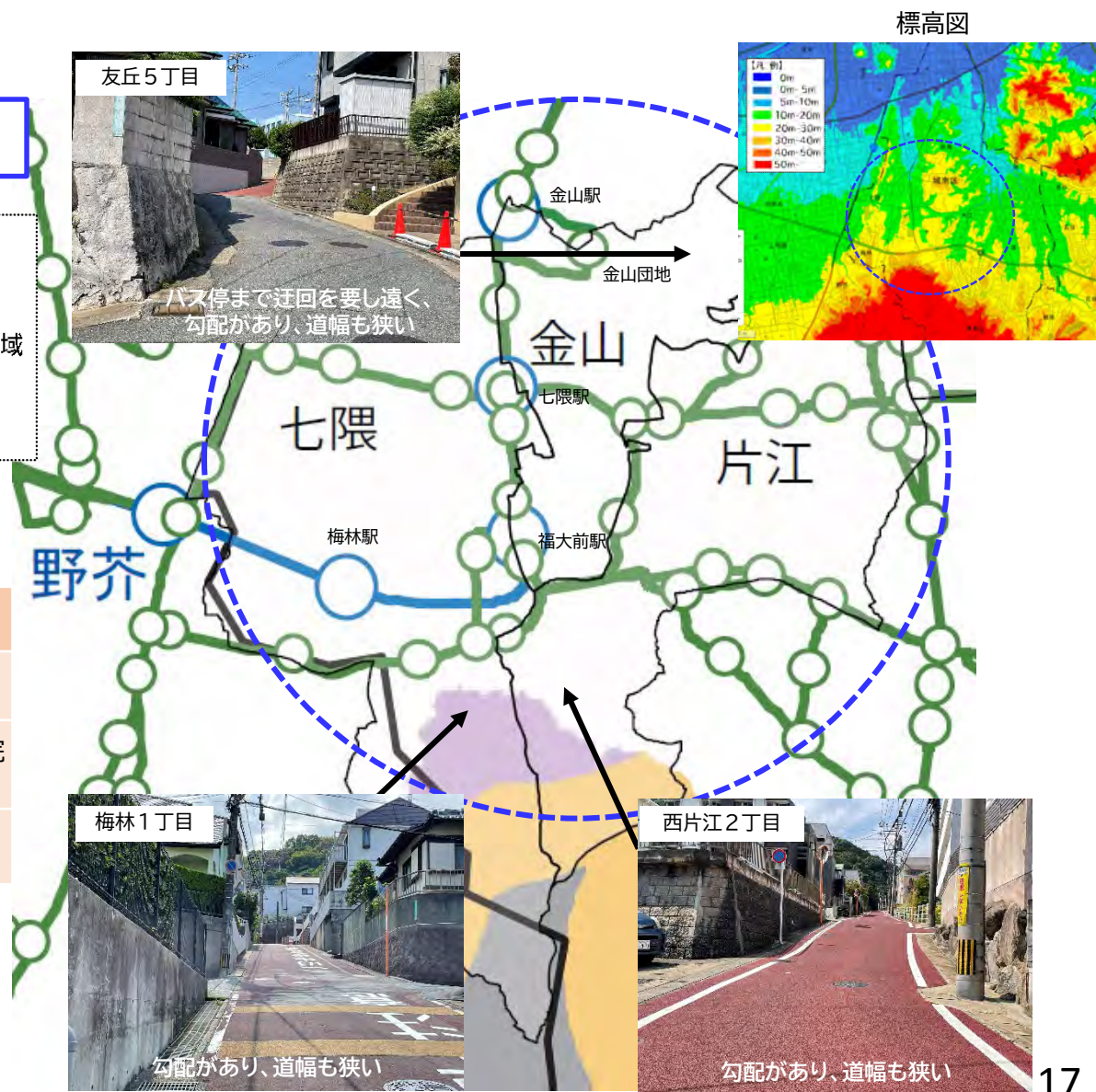
エリア③城南区 七隈・金山・片江校区

人口	32,967人
面積	5.7 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	曜日別運行

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域 (高低差)
- 駅
- バス停

校区	地域の声
七隈	・坂道が多く買い物や通院が困難
金山	・道路狭隘で坂道が多い地域では、買い物や通院が困難
片江	・坂道が多く買い物や通院が困難



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

11. 交通事業者について

- 提案競技（プロポーザル）方式により公募
- エントリーがあった交通事業者に対し、候補地域について**エリアごとの事業提案**を求め、持続可能な生活交通の仕組みづくりに向けて、先端技術等を活用し、市や地域と共働で、主体的に取り組まれる企画提案をいただいた。
- 交通事業者の提案内容について**評価委員会**における評価を経て、**市で下記の通り交通事業者を決定**

【最優秀提案者】

候補地域		最優秀提案者	運行内容の工夫
エリア	校区名		
①	美和台・和白東・三苫	株式会社アイシンを代表とするグループ	広域運行 (柔軟なエリア設定)
②	老司・鶴田・弥永西・ 弥永・日佐	株式会社アイシンを代表とするグループ	広域運行 (柔軟なエリア設定)
③	小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・ 七隈・金山・片江	株式会社アイシンを代表とするグループ	曜日別運行

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

11. 交通事業者について

【最優秀提案者の提案内容】

◆各エリアの運行内容

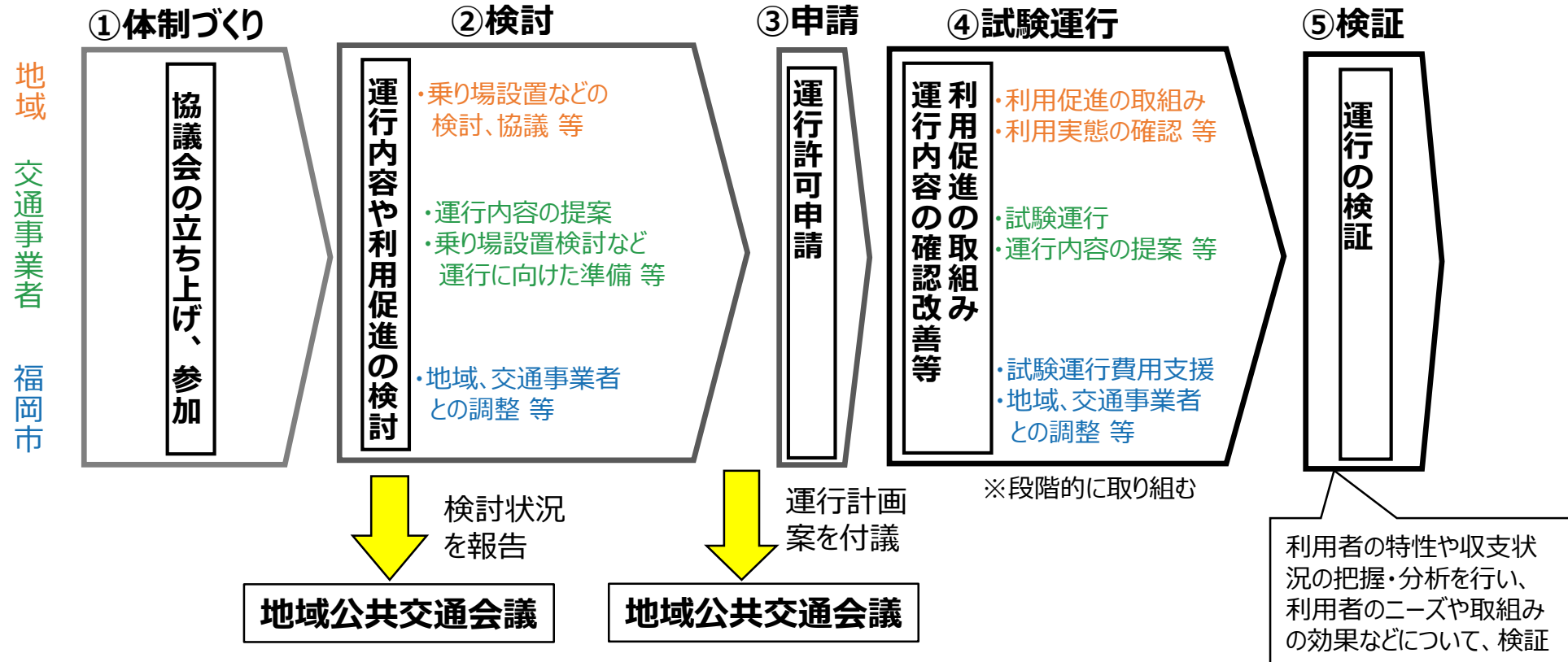
エリア	①美和台・和白東・三苫校区	②老司・鶴田・弥永西・弥永・臼佐校区	③小笹・草ヶ江・赤坂・長尾・七隈・金山・片江校区
運行内容	広域運行	広域運行	曜日別運行
実施体制	(株)アイシン(企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) (株)第一交通 (運行、車両管理)	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) 福岡第一交通(株) (運行、車両管理)	(株)アイシン (企画・システム構築等) 第一交通産業(株) (運行マネージメント) 福岡第一交通(株) (運行、車両管理)
システム名	チョイソコ	チョイソコ	チョイソコ
運行日	平日 (月～金)	平日 (月～金)	平日 (月～金) 及び土曜日 ※各3曜日
運行時間帯	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)	8:00～18:00 (ドライバー休憩 1時間含む)
運賃設定	300円/1乗車	300円/1乗車	300円/1乗車
使用車両	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)	ユニバーサルデザインタクシー車両 (乗客定員4人)

※いずれのエリアにおいても、取組み開始後、地域、交通事業者、市など関係者と協議の上、運行内容を決定

オンデマンド交通社会実験の取組状況について

12. 今後の取組みについて

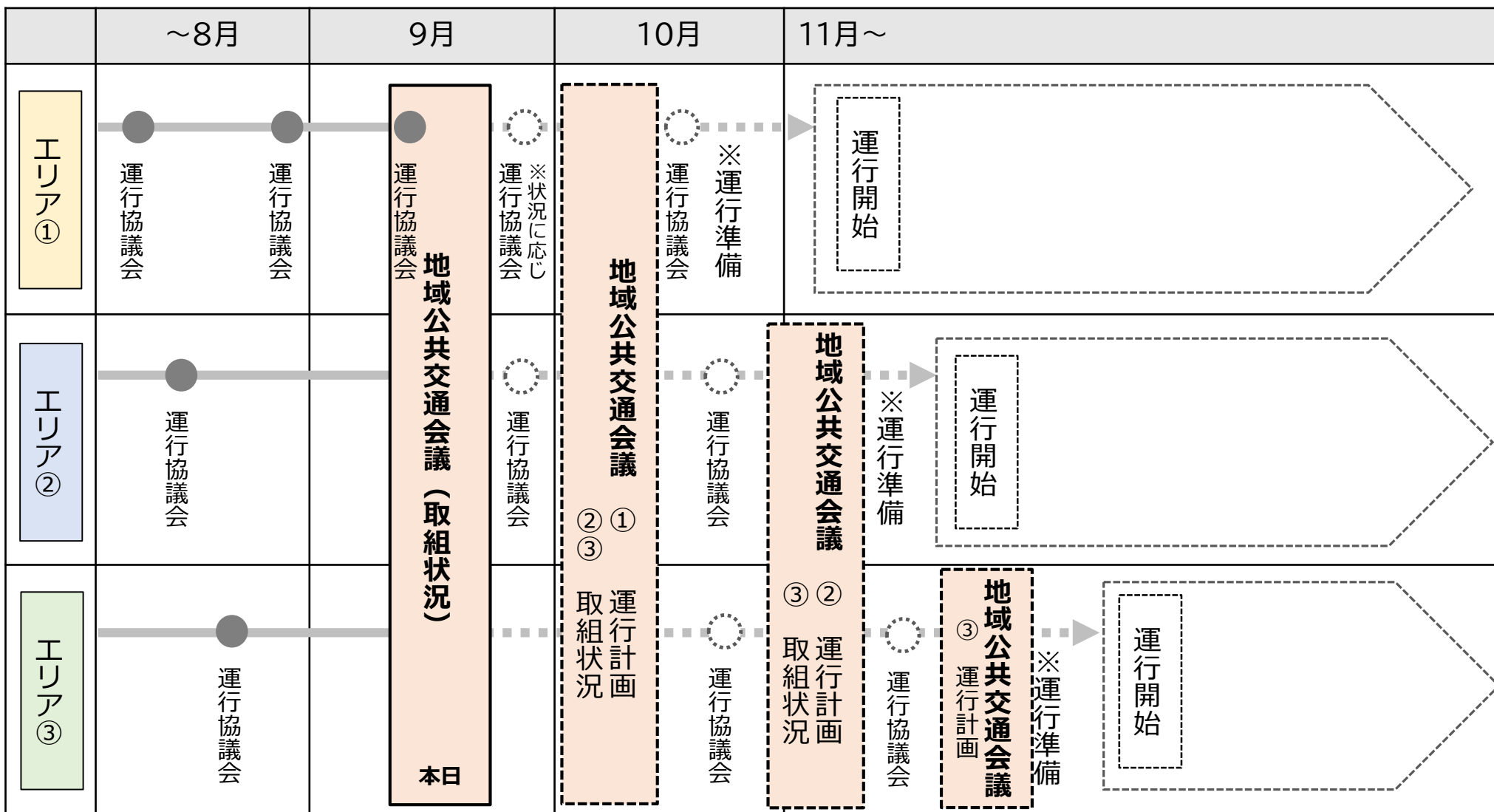
- 現在、エリア毎に市、交通事業者、地域の三者で協議会を立上げており、運行内容や利用促進策の協議・検討など、関係者と協議・検討を進めている。
- 運行計画案が調い次第、地域公共交通会議で諮り、運行開始に向けた取組みを行っていく。



オンデマンド交通社会実験の取組状況について

13. 今後のスケジュール（予定）

※順次運行開始（1年間）を想定



※地域などの関係者協議により、スケジュールは変更となる可能性があります